

1 未然防止

(1) 子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出

ア	魅力ある授業の実現	21
イ	豊かな情操を培い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導	21
ウ	自己肯定感や自尊感情を高める指導	22
エ	よりよい社会を築こうとする意識や態度を育む指導	22
オ	子供と教職員の信頼関係の構築	22

(2) 教職員の意識向上と組織的対応の徹底

ア	コミュニケーションを図りやすい職場環境づくり	24
イ	「学校いじめ防止基本方針」の共通理解	24
ウ	「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化と定期的な会議の開催	25
エ	「いじめに関する研修」の実施	27
オ	P D C Aサイクルによる取組の評価と「学校いじめ防止基本方針」の改訂	27

(3) いじめを許さない指導の充実

ア	いじめが許されないことを啓発する学校環境づくり	29
イ	「いじめに関する授業」の実施	29
ウ	弁護士等を活用した「いじめ防止授業」の実施	29
エ	S O Sの出し方に関する教育の推進	30
オ	新型コロナウイルス感染症に関連するいじめを生まないための指導の徹底	30

(4) 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成

ア	互いに認め合う態度を育む取組	32
イ	子供同士が話し合い、合意形成や自己決定ができるようにする取組	32
ウ	取組の推進役を担えるリーダーの育成	33
エ	児童会・生徒会活動による取組	33
オ	「SNS東京ルール」に基づく「学校ルール」や「家庭ルール」づくりやルールの見直し	34
カ	「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」ホームページ・アプリケーションによる意識啓発	34
キ	いじめ防止強化月間における学校、家庭、地域、関係機関の連携による取組の推進	34

(5) 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成

ア	保護者、地域、関係機関等に対する「学校いじめ防止基本方針」の理解促進と協力依頼	36
イ	「学校サポートチーム」会議の定期開催	36

※ 具体的な取組の末尾にある数字は、該当ページを示している。

## 2 早期発見

### (1) 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知

ア 教職員の「いじめ」の定義に対する共通理解の促進	38
イ 「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知の徹底	39

### (2) 子供の様子から初期段階のいじめを素早く察知

ア 学級担任等による日常的な子供への声掛けと様子の観察	43
イ 学級担任等による定期的な個人面談	43
ウ 学期初め等の「いじめ発見のチェックシート」の活用	43
エ 定期的な「生活意識調査」等の実施	43

### (3) 全ての教職員による子供の状況把握

ア 全教職員の輪番による挨拶、校内巡回等による計画的な観察	45
イ 一人一人の教職員の気付きを「学校いじめ対策委員会」につなげる仕組みの構築	45
ウ 子供に関する情報の引継ぎ、共有の徹底	45

### (4) 子供からの訴えを確実に受け止める体制の構築

ア 学校教育相談体制の構築と子供や保護者への周知	47
イ 定期的な「いじめ発見のためのアンケート」の実施、分析、保存	47
ウ スクールカウンセラーによる全員面接（小学校5年、中学校1年、高等学校1年対象）	49
エ いじめ相談ポスト、学校いじめ相談メール等の取組	49
オ 「教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン」の周知と「いじめ防止カード」の活用	50
カ 定期的な「外部相談機関の連絡先」の周知	50
キ 「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」ホームページ・アプリケーションによる相談先へのアクセス	50

### (5) 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報

ア 保護者相談、面談、家庭訪問等の実施	52
イ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による保護者相談の実施	52
ウ PTA、学校運営協議会（コミュニティスクール）委員、「学校サポートチーム」委員等からの情報提供や通報	52
エ 地域住民（民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者等）からの情報提供や通報	53
オ 警察、児童相談所等関係機関からの情報提供	53
カ 児童館、学童クラブ、放課後子供教室職員からの情報提供や通報	53
キ 学校非公式サイト等の監視による情報への対応	54

### 3 早期対応

#### (1) 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底

ア	教職員からの報告を受けての対応方針の決定	56
イ	対応経過と改善の進捗状況の確認、対応者への助言	56
ウ	対応記録のファイリング	57
エ	解消の確認	57

#### (2) 被害の子供が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応例

ア	一時的に不快を感じる場合、けががない場合等の対応例	58
イ	継続的な不快や不安を感じる場合、 保健室で処置する程度のけがを負った場合等の対応例	58
ウ	登校や教室への入室を渋る様子が見られる場合、 医療機関で1回治療を受ける程度のけがを負った場合等の対応例	58

#### (3) 加害の子供の行為の重大性の程度に応じた指導例

ア	好意で行った言動への指導例	59
イ	意図せずに行った言動への指導例	59
ウ	衝動的に行った暴力を伴わない言動への指導例	59
エ	衝動的に行った暴力を伴う言動への指導例	59
オ	故意で行った暴力を伴わない言動への指導例	59
カ	故意で行った暴力を伴う言動への指導例	59
キ	いじめに該当する行為が、集団で行われている場合や、 継続的に行われている場合等の指導例	59

#### (4) 重大事態につながらないようにするための対応

ア	被害の子供の安全確保と不安解消	62
イ	加害の子供に対する組織的・計画的な指導及び観察	62
ウ	被害及び加害の子供の保護者の理解に基づく対応	63
エ	いじめ対策保護者会、PTA役員会、学校運営協議会（コミュニティ スクール委員会）、「学校サポートチーム」会議等の開催、支援の依頼	63
オ	地域住民（民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、 卒業生、卒業生の保護者等）による声掛け、見守り等	64
カ	警察、児童相談所等の関係機関と連携した対応	64
キ	児童館、学童クラブ、放課後子供教室職員による声掛け、見守り等	65
ク	インターネットを通じて行われるいじめへの対応	65

#### (5) 所管教育委員会への報告及び所管教育委員会による支援

ア	重大性、緊急性に応じたいじめ認知時の報告	68
イ	重大性、緊急性に応じた教育委員会からの支援	68

## 4 重大事態 への対処

### (1) 重大事態発生<sup>1</sup>の判断

ア 教職員による「重大事態」の定義の確実な理解	70
イ 所管教育委員会と校長の協議による迅速な重大事態発生 <sup>1</sup> の判断	70
ウ 重大事態発生 <sup>1</sup> の報告	71

### (2) 被害の子供の安全確保、不安解消のための支援

ア 学校の組織的対応による安全確保と不安解消のための支援	72
イ 保護者への対応方針及び対応経過の説明	73
ウ 外部人材や関係機関等と連携した支援	73
エ 教育支援センター等と連携した支援	73

### (3) 加害の子供の更生<sup>2</sup>に向けた指導及び支援

ア いじめの行為に対する教職員の毅然とした指導	74
イ 保護者への説明や協力関係の構築	74
ウ 教職員、スクールカウンセラー等による更生への支援	75
エ 別室での学習の実施	75
オ 警察や児童相談所等の関係機関と連携した更生への支援	75
カ 懲戒による指導、出席停止による他の生徒の安全確保	76

### (4) 他の保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決

ア 保護者・PTAの協力体制による問題解決	77
イ 「学校サポートチーム」を核とした地域全体による問題解決	77
ウ 東京都教育相談センター「いじめ等の問題解決支援チーム」や「専門家アドバイザースタッフ」からの助言による問題解決	78

### (5) いじめ防止対策推進法<sup>3</sup>に基づく調査の実施と結果報告

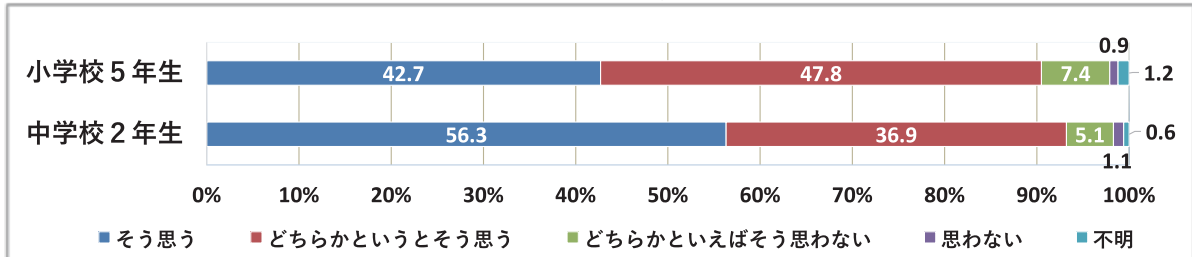
ア 調査組織の決定と調査の実施	79
イ 「不登校重大事態」における調査	80
ウ 被害の子供の保護者に対する調査結果に関する情報提供	80
エ 教育委員会・地方公共団体の長への調査結果報告	81
オ 地方自治体の長による再調査への協力	81

## (1) 子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出

## 現状と課題

【図表 1】規範意識に関する自己評価

- 学校のきまりを守っていますか。(対象：都内公立学校 小学校5年生)
- 学校の規則やきまりを守っていますか。(対象：都内公立学校 中学校2年生)



平成31年度（令和元年度）「児童・生徒の学力向上を図るための調査」東京都教育委員会

【図表 2】いじめを行った経験

- あなたはいじめた経験がありますか。(対象：都内公立学校児童・生徒)

	平成24年度			令和2年度		
	経験がある	経験がない	無回答	経験がある	経験がない	無回答
小学校	55.1%	44.6%	0.3%	26.9%	71.5%	1.6%
中学校	60.6%	39.0%	0.4%	33.0%	65.6%	1.4%
高等学校	58.2%	41.1%	0.7%	27.9%	71.9%	0.2%
特別支援学校	50.0%	48.4%	1.6%	19.3%	79.4%	1.3%

平成24・25年度「いじめ問題に関する9,400人を対象としたアンケート」東京都教育委員会  
令和2年度「いじめ防止等の対策を推進する研究」東京都教職員研修センター

- 【図表 1】の調査では、小・中学生の約9割が、学校の規則等を「守っている」、「どちらかといえば守っている」と回答している。【図表 2】の調査では、「いじめた経験がない」と回答した児童・生徒数は、いじめ防止対策推進法が制定される前の平成24年度と、その8年後の令和2年度とを比較すると、全ての校種において26ポイント以上増加している。法制定後、いじめの認知件数が増加傾向にある（【図表 13】37ページ）ことと照らしてみると、各学校において見逃しがちな軽微ないじめを積極的に認知していること、児童・生徒のいじめ防止に対する意識が高まっていることが分かる。
- いじめは、どの学校でもどの学級でも起こり得るという認識に立った上で、いじめが発生しにくい学校や学級の実現を追求することが、学校におけるいじめ防止対策の基本となる。
- いじめが起こりにくい学校・学級にするためには、教職員と子供との信頼関係に支えられた温かい環境の中で、「学び合いのある授業」を中核として、子供たちに人権意識や規範意識を身に付けさせるとともに、豊かな人間関係の中で、自己肯定感※1を高めたり、自尊感情※2を育んだりする指導を重視することが大切である。

※1 自己肯定感 自分に対する評価を行う際に、自分の良さを肯定的に認める感情

※2 自尊感情 自分のできることできないことなど全ての要素を包括した意味での「自分」を他者との関わり合いを通して掛け替えのない存在、価値のある存在として捉える気持ち

## 具体的な取組

### ア 魅力ある授業の実現

子供たちにとって分かる授業、子供たち同士が話し合い、学び合う授業などを通して、子供同士が互いの良さを認め合えるようにする。

特に、学習指導要領に示されている主体的・対話的で深い学び※3を実現する授業を創造する。

- 一つ一つの知識がつながり、「分かった!」「おもしろい!」と思える授業
- 見通しをもって、粘り強く取り組む力が身に付く授業
- 周りの人たちと共に考え、学び、新しい発見や豊かな発想が生まれる授業
- 自分の学びを振り返り、次の学びや生活に生かす力を育む授業

そのために、教員にとって授業力※4の基盤となる「使命感、熱意、感性」、「児童・生徒理解」「統率力」を高め、これらと連動していじめを防止するための指導力を向上させる。

⑦ 教職員が工夫・改善

### イ 豊かな情操を培い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導

子供たちの豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流に資する能力を養うため、全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

また、子供たちが、互いの人格を尊重し、思いやりの心をもってほかの人と関わるができるようにするため、教職員一人一人が人権尊重の理念を十分に理解するとともに、学校として人権教育を組織的・計画的に進める。

さらに、子供たちの規範意識を育むため、道徳科はもとより各教科、外国語活動、総合的な学習の時間（総合的な探究の時間）及び特別活動など学校の教育活動全体を通じて、決まりやルールについての理解を深め、それらを守ろうとする態度を身に付けさせる。

#### 【いじめ防止対策推進法】

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

- 【参考】
- 人権教育プログラム（学校教育編） 令和3年3月
  - 子供たちの規範意識を育むために 平成27年7月
  - 規範意識の育成に向けて ～都立高校生活指導指針を理解するために～ 平成28年3月

① 法による義務規定

※3 主体的・対話的で深い学び 「何を知っているか」だけでなく、「知っていることを使ってどのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」という視点から実現される質の高い学び。子供たちが学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けられるようになることを目指す。

※4 授業力 教員の資質・能力のうち、特に実際の授業の場面において具体的に発揮されるもの。構成要素は、本文に記載の三つに加え、「指導技術（授業展開）」、「教材解釈、教材開発」「『指導と評価の計画』の作成・改善」の6つ

## ウ 自己肯定感や自尊感情を高める指導（「居場所づくり」と「きずなづくり」）

学校や学級が、子供にとって自分が必要とされていると実感でき、自己肯定感をもてる場にするため、教職員は、異年齢交流活動など、一人一人の子供が活躍できる場や機会を意図的に設定する（居場所づくり）。

それらの機会を通して、子供たち同士が、心の結び付きや信頼感を深めるとともに、主体的な学び合いを進め、自尊感情を高めることができるようにする（きずなづくり）。

- 【参考】 ○ 子供の自尊感情や自己肯定感を高める指導資料＜基礎編＞ 平成 24 年 3 月 都教職員研修センター  
○ 子供の自尊感情や自己肯定感を高める指導資料＜発展編＞ 平成 24 年 3 月 都教職員研修センター

⑥ 各学校で工夫・改善

## エ よりよい社会を築こうとする意識や態度を育む指導

特別活動をはじめとした全教育活動を通して、子供たちが、学級・学校や地域・社会の形成者として、よりよい生活を作ろうとしたり、答えが一つではない課題や想定外の事態に対し、多様な他者と協働して解決しようとする態度を育成する。

高等学校段階においては、人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」※5において、話し合い活動やグループワークを通して、一人一人が「何を大切に、どのように生き、どのようにして幸せな世の中を築くか」などについて考えられるよう指導する。

- 【参考】 ○ 人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」 令和 3 年 3 月改訂

⑥ 各学校で工夫・改善

## オ 子供と教職員の信頼関係の構築

子供にとって、いじめを受けたりいじめが行われているのを見たり聞いたりしたときに、躊躇なく教職員に相談したり報告したりできるようにする。そのために、学校教育相談体制の充実を図る前提として、一人一人の教職員が自分自身の言動に十分留意しつつ、日常から子供とのコミュニケーションを十分に図るとともに、子供の言葉を受容的・共感的に聴く姿勢を大切に、子供を信頼していることを示していく。

そうした関わりを通して、学校全体に、子供と教職員が信頼関係で結ばれた温かい雰囲気醸成し、子供が不安や悩みを乗り越えて、安心して生活できるようにする。

⑦ 教職員が工夫・改善

※5 人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」 都立高等学校全課程及び都立中等教育学校（後期課程）で、平成 28 年度から教科「奉仕」に替え、1 単位必修で実施する都独自の教科。学習は演習と体験活動からなり、意見交換を通して、自己と異なる他者の意見などを発見し、自己の意見と比較して、自分の考えを広げられることを重視

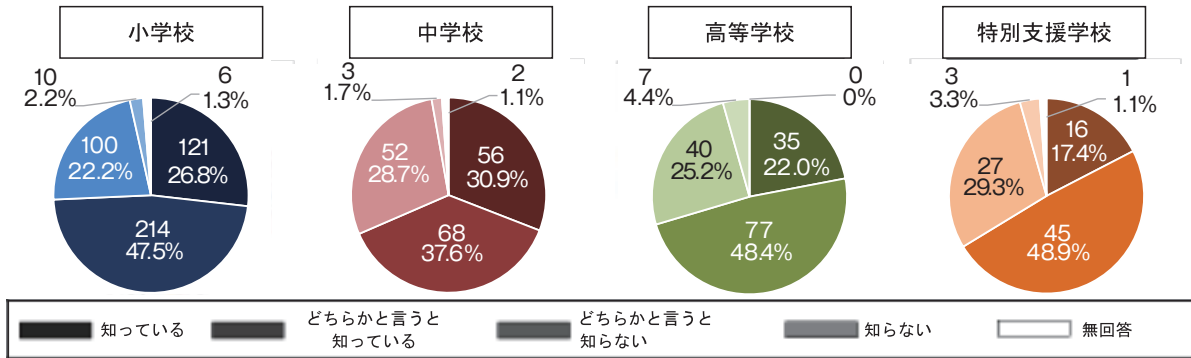
## (2) 教職員の意識向上と組織的対応の徹底

### 現状と課題

【図表3】「学校いじめ防止基本方針」に対する教職員の共通理解の実態（抽出校分）

■ あなたは、学校の「学校いじめ防止基本方針」にある年間計画の内容を知っていますか。

(上段：人数、下段：割合)

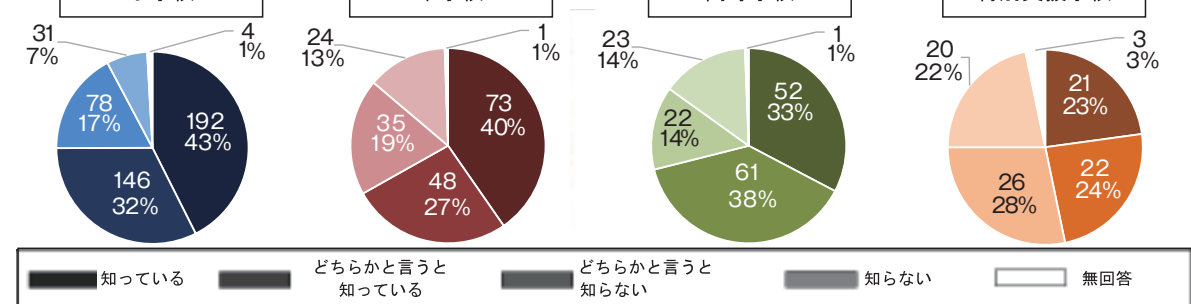


令和2年度「いじめ防止等の対策を推進する研究」東京都教職員研修センター

【図表4】「学校いじめ対策委員会」に対する教職員の共通理解の実態（抽出校分）

■ あなたは、学校の「学校いじめ対策委員会」の構成員を知っていますか。

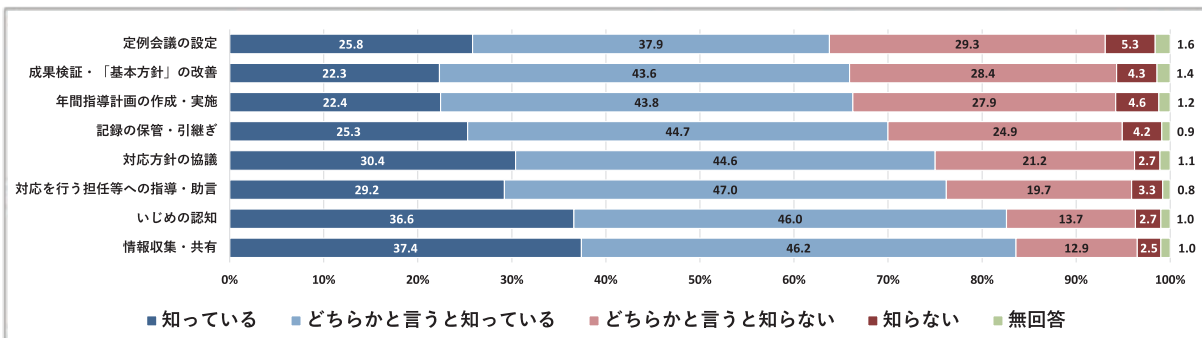
(上段：人数、下段：割合)



令和2年度「いじめ防止等の対策を推進する研究」東京都教職員研修センター

【図表5】「学校いじめ対策委員会」に対する教職員の共通理解の実態（抽出校分）

■ あなたは、学校の「学校いじめ対策委員会」の役割をどの程度知っていますか。



令和2年度「いじめ防止等の対策を推進する研究」東京都教職員研修センター

- 【図表3】の調査では、6割を超える教員が、「学校いじめ防止基本方針」にある年間計画の内容を「知っている」、「どちらかと言うと知っている」と回答している。【図表4】の調査では、「学校いじめ対策委員会」の構成員を「知っている」、「どちらかと言うと知っている」と回答した教員は、小・中・高等学校では約7割、特別支援学校では約5割となっている。学校として取組が行われていても、一人一人の教員がその内容を理解し、確実に実践しているとは限らないことが示されている。



- 【図表5】の調査では、「学校いじめ対策委員会」の役割について、「定例会議の設定」、「成果検証・『基本方針』の改善」、「年間指導計画の作成・実施」、「記録の保管・引継ぎ」という項目で、3割以上の教員が「知らない」、「どちらかという知らない」と回答している。これらのいじめの未然防止に係る役割と、「対応方針の協議」や「いじめの認知」等のいじめの早期発見・早期対応に係る役割について比較すると、未然防止に係る役割の方が「知らない」、「どちらかという知らない」と回答している教員の割合が多い。
- いじめ防止対策推進法では、各学校において、いじめ防止等のための対策に関する基本方針を定めることや、いじめ防止等の対策のための組織を置くことが規定されている。各学校は、実効性の高い基本方針を策定するとともに、「学校いじめ対策委員会」を中核としていじめ防止の取組が組織的に推進されるよう、その役割を明確にし、全教職員の共通理解を図っていかななければならない。
- 全ての教職員が、組織的対応を共通に実践できるようにするために、学校は、コミュニケーションを図りやすい職場環境の中で、計画的に研修を行う必要がある。

## 具体的な取組

### ア コミュニケーションを図りやすい職場環境づくり

一人一人の教職員の力を生かしながら組織としての機能を発揮して、いじめの解決を図ることができるようにするため、管理職が、積極的に教職員に声掛けをすることにより、若手を含む全ての教職員が、主体的に学校運営に参画する意識をもてるようにし、互いにコミュニケーションを図りやすい職場環境を醸成する。

⑤ 全校で充実・推進

### イ 「学校いじめ防止基本方針」の共通理解

自校の実態を踏まえて、年度末に、次年度のいじめ防止のための対策について具体的に示した「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

年度当初の職員会議や研修において、所属職員が内容を共通理解するための機会を設けるとともに、全ての教職員が、保護者等に対して、分かりやすい言葉で、「基本方針」の概要を説明できるようにする。

「基本方針」に示された取組が、全ての教職員により例外なく実践されるよう、一人一人の取組状況に関する定期的な点検と啓発を行う。

#### 【いじめ防止対策推進法】

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

① 法による義務規定

※6 学校いじめ対策委員会 いじめ防止対策推進法第22条に基づき、全ての学校に設置されている組織で、都内公立学校では、この名称で統一している。校長、副校長、教務主任、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー及びその他校長が必要と認める者により構成

## ウ 「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化と定期的な会議の開催

「学校いじめ対策委員会」のメンバーと役割を明確にするとともに、一人一人の教職員が子供の気になる様子や子供同士のトラブル等に気付いた場合、どのような手順や方法で、この委員会に報告するかを図式化して示すなどして、全教職員がその役割を理解できるようにする。また、メンバーには、いじめ防止対策推進法の規定を踏まえて、必ずスクールカウンセラーを加え、その役割を明らかにする（特別支援学校を除く。）。

委員会は、スクールカウンセラーの勤務日に合わせるなどして、定期的な会議を行い、いじめやいじめの疑いのある事例について情報を共有したり、各事案への対応方法を協議したりする。

さらに、委員会は、「学校いじめ防止基本方針」を踏まえて、いじめ防止のための年間計画を定め、全教職員及び保護者等に周知する。

⇒84・85ページ参照

### 【いじめ防止対策推進法】

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

Q

「いじめ防止対策推進法」では、「学校いじめ対策委員会」の構成メンバーとして、教職員のほかに、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するその他の関係者が挙げられていますが、委員構成はどのように考えればよいですか。

A

心理の専門家としてのスクールカウンセラーは必ず構成メンバーとしてください。その他の関係者については、校長の判断で委員に加えてください。迅速さが求められる場合で、外部の委員等を招集する時間がないときは、会議後に内容を伝えるなどの配慮が必要です。また、いじめの対応の検討会議に、スクールソーシャルワーカーや当該事例の関係者等の参加を求めるなどの柔軟な対応も考えられます。

なお、全都内公立学校に、「学校サポートチーム（教職員のほか、保護者、民生・児童委員、主任児童委員、保護司、子供家庭支援センター職員、児童相談所職員、警察職員等により構成）」を設置していることから、委員会は教職員を中心に構成し、学校サポートチームが、必要に応じて、「学校いじめ対策委員会」を支援できる態勢を構築している学校もあります。

Q

定期的な会議は、どのように設定し、どのような内容について話し合えばよいのでしょうか。

A

いずれの学校でもスクールカウンセラーが「学校いじめ対策委員会」の構成員となっていることから、定期的な会議をスクールカウンセラーの勤務日に設定することが望まれます。ただし、委員全員が参加できないこともあるので、会議の内容を記録しておくことが大切です。

また、「学校いじめ対策委員会」のメンバーが、教育相談、不登校対策、特別支援教育等に関する委員会などのメンバーと一致している学校では、複数の会議を統合する、連続して実施するなど、効率化を図っている例もあります。

定例の会議では、いじめの解決に向けて対応中の事例の経過確認はもとより、他にいじめの可能性のある事例はないかなど、十分に確認することが必要です。

① 法による義務規定

## 「学校いじめ対策委員会」の主な役割等

項目	具体例	留意事項
1 委員の構成	<p>&lt;例1&gt; 校長、副校長、教務主任、生活指導主任、進路指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー等で構成する。</p> <p>&lt;例2&gt; 生活指導連絡会、特別支援教育委員会のメンバーにスクールカウンセラーを加え、これらの会議に引き続いて、「対策委員会」の会議を開催する。</p> <p>&lt;例3&gt; 企画委員会に、必要なメンバーを加えて「対策委員会」の機能をもたせる。</p> <p>&lt;例4&gt; いじめが認知された場合には、常設の委員に、個々のいじめに応じて、学年会、部活動の担当教員等を加えて対応する。</p>	<p>◆ 委員のメンバーに校長、副校長は不可欠である。校長に決定権があることを明確にした上で、委員長を校長とするか、他の教員とするか、各学校で定める。</p> <p>◆ 教育課程の中に、いじめ防止の対策を位置付ける趣旨から、「対策委員会」に教務主任を入れるなど、委員の構成については、学校の実態等に応じて、編成する。</p>
2 年間計画の作成・実施	<p>○ いじめ防止等の対策に係る学校の年間計画（校内研修、「いじめに関する授業」、教職員による個人面談、スクールカウンセラーによる全員面接、子供対象のアンケート、保護者会での説明、「学校サポートチーム」会議での説明、子供の主体的な活動への支援など、それぞれの実施計画）を策定する。</p> <p>○ 策定した計画が適切に実施されるよう運営を行う。</p>	<p>◆ 年間計画を「学校いじめ基本方針」の中に明記するとともに、定期的に「基本方針」が、自校の実態に即して機能しているかを点検する。</p>
3 定例会議の設定	<p>○ スクールカウンセラーの勤務日に合わせて会議を設定する。</p> <p>○ 個々のいじめやいじめの疑いの事案について、現状と対応の進捗状況を確認するとともに、今後の対応策を決定し、校長に報告する。</p>	<p>◆ 学校ごとに、「対策委員会」の機能と、具体的な取組を明確にし、定例会議で、いじめ防止の取組の進捗状況を確認する。</p>
4 情報収集・共有	<p>○ 子供の様子で気になることがあったとき、子供間でトラブルが発生したときなど、どんな小さな事例でも、「対策委員会」として教員から報告を受けるとともに、教職員間で情報を共有する。</p>	<p>◆ 教員一人一人が、誰にどのような手順で報告、連絡するかなどを、チャート図等で示すなどの工夫をする。</p>
5 いじめの認知	<p>○ 教員から、子供の様子で気になることが報告された場合は、校長の方針の下に、事実確認の方法を決定する。</p> <p>○ 上記確認の結果について報告を受け、当該の事例が、いじめであるか、いじめの疑いの状況であるか等について判断する。</p>	<p>◆ いじめが認知された場合等には、迅速に対応する必要があるため、まず校長が、担任等から報告を受けて対応を指示することもあり得る。</p>
6 対応方針の協議	<p>○ いじめ等について、実態に基づき、早期解決に向けた対応方針を協議し、校長に報告する。</p> <p>○ 対応方針について、学級担任等が保護者に伝えるとともに、保護者の意向を確認する。</p> <p>○ 学級担任は、保護者の意向を「対策委員会」に報告する。</p>	<p>◆ いじめの事例ごとに、被害や加害の子供及びその保護者に対して、誰がどのように対応するかを決定する。</p>
7 成果検証・「基本方針」改善	<p>○ 学校の取組の推進状況について、自己評価、保護者による評価、外部評価、諸調査の数値等を基に検証し、「学校いじめ防止基本方針」を改訂する。</p>	
8 指導・助言	<p>○ 子供に対して中心となって対応を行う学級担任等に、適切に助言をしたり、相談に乗ったりする。</p>	<p>◆ 特に対応に当たる若手教員等に対しては、「対策委員会」として、きめ細かに助言していく。</p>
9 記録の保管・引継ぎ	<p>○ 全てのいじめの事例について、「対策委員会」が定めた共通の様式等で記録を残し、他の教職員が確認できる方法により保管する。</p> <p>○ 年度が替わった場合には、学級担任等が確実に情報を引き継ぐとともに、対象の子供が上級の学校等に進学した場合には、進学先に情報を伝える。</p>	
10 学校評価の実施・「学校いじめ防止基本方針」の改訂	<p>○ 年度当初に定めた成果目標に基づき、学校評価の中で、自校の取組の成果と課題を検証するとともに、評価結果を踏まえ、保護者会や学校サポートチームと連携して、「学校いじめ防止基本方針」を改訂する。</p>	<p>◆ 学校評価の評価項目には、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組（アンケート、個人面談、授業、校内研修等）の実施状況を位置付ける。</p>

### <「学校いじめ対策委員会」運営上の配慮事項>

- いじめに対して、教職員が一人で抱え込んで対応することがあってはならないが、一人一人が組織としての判断に基づき、責任をもって対応しようとする意識は必要である。
- いじめへの対応については、組織的対応とともに迅速さが求められる。緊急の場合等には、いわゆるマニュアルどおりに報告・連絡等が行われないこともあり得る。最終的に校長が判断できるような報告・連絡体制が確立されていることが大切である。
- 学校におけるいじめ防止対策の立案に、全ての教職員が参画できるようにするため、メンバーを固定化させることなく、取組ごとに柔軟に組織を構成できるようにすることも有効である。

## エ 「いじめに関する研修」の実施

全ての教職員が、「いじめ」の定義をはじめとしたいじめ防止対策推進法の趣旨や、「学校いじめ防止基本方針」の内容等を十分に理解し、適切に組織的な対応を行うことを徹底させる。また、子供の様子から軽微な段階でいじめに気付くことができるようにするなど、教職員の対応力向上を図っていく。

上記の趣旨を踏まえ、全ての学校において、**年間3回以上**の校内研修を実施する。

校長は、この研修を通して、所属教職員一人一人が、「チェックリスト」を活用して自分の取組を振り返り、改善を図ることができるよう適切な助言を行う。⇒94ページ参照

### 【いじめ防止対策推進法】

第18条第2項 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

- 【参考】 ○ いじめ総合対策【第2次・一部改定】下巻（教員研修プログラム） 令和3年2月  
○ いじめ防止教材「STOP!いじめ あなたは大丈夫？」(DVD) 平成25年3月  
○ いじめ防止教材「STOP!いじめⅡ 見つめよう考えよう」(DVD) 平成27年3月

### ① 法による義務規定

## オ PDCAサイクルによる取組の評価と「学校いじめ防止基本方針」の改訂

「学校いじめ防止基本方針」が、自校の実情に応じた実効性のある内容になっているか、教職員がその内容を十分に理解し、共通実践が図られているかなどについて、絶えず検証し、改善を図っていく。

特に、年度末には、学校の取組の推進状況について、自己評価、保護者による評価、外部評価、諸調査の数値等を通して、PDCAサイクルの中で検証し、次年度に向けて「基本方針」を改訂する。

その際、年度当初等に、「学校いじめ防止基本方針」の取組状況を検証する視点から、アンケート、個人面談、校内研修、「いじめに関する授業」の実施回数等に加えて、学校独自の取組について、適切に達成目標を設定しておく。

なお、いじめはどの学校、どの子供にも起こり得るとの認識が必要であることから、いじめの認知件数の多寡をもって、学校の取組の適否を評価することがあってはならない。

- 【参考】 ○ ふれあい月間「教職員シート」「学校シート」 ⇒90・91ページ参照

### 【いじめ防止対策推進法】

第34条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

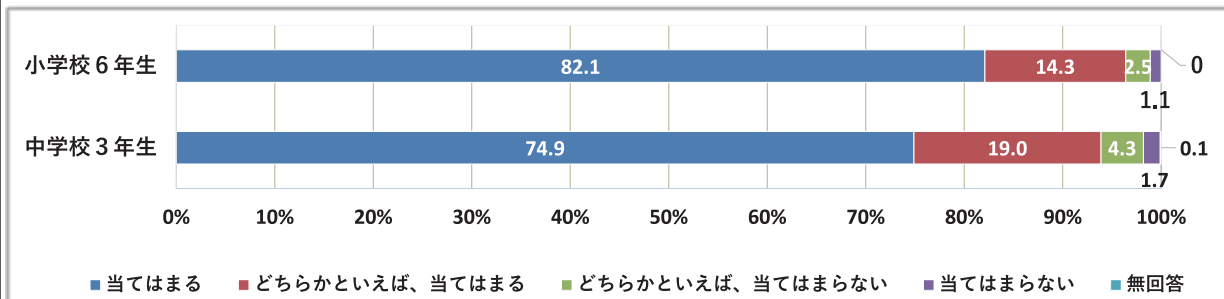
### ① 法による義務規定

### (3) いじめを許さない指導の充実

#### 現状と課題

【図表 6】いじめについての認識

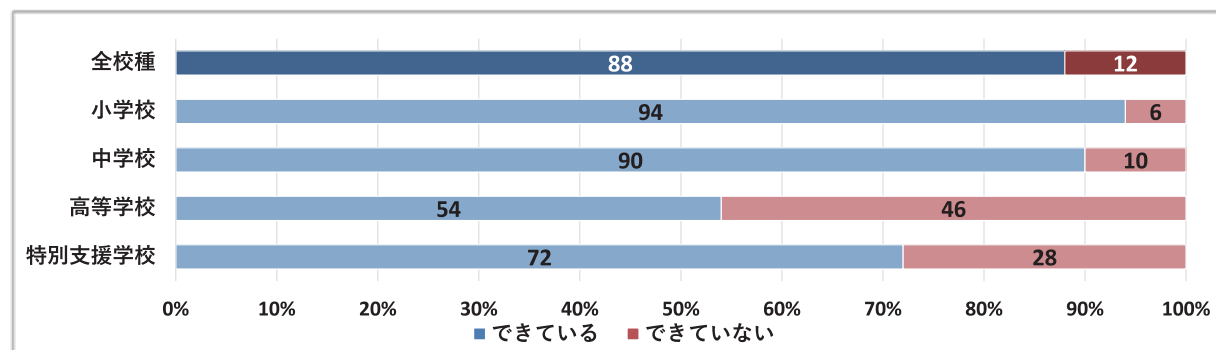
■ いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか。(対象：都内公立学校)



平成 31 年度（令和元年度）「全国学力・学習状況調査」文部科学省

【図表 7】児童・生徒への指導に関する教職員の取組状況（抽出校分）

■ 「いじめ総合対策【第 2 次】」（学習プログラム）に基づき、いじめに関する授業を年 3 回以上計画し、取り組んでいる。



令和元年度「ふれあい（いじめ防止強化）月間におけるいじめに関する調査」東京都教育委員会

- 【図表 6】の調査では、「いじめは、どんな理由があってもいけないと思うか。」という質問に対して、ほとんどの子供が、「そう思う」又は「どちらかというと思う」と回答している。その一方で、小学校 6 年生で 4% 近くが、中学校 3 年生で 6% 近くが、「どちらかといえばそう思わない」又は「思わない」と回答している。
- 【図表 7】の調査では、「『いじめ総合対策【第 2 次】』（学習プログラム）に基づき、いじめに関する授業を年 3 回以上計画し、取り組んでいるか。」という質問に対して、全体で 9 割近くの学校が「実施している」と回答している。
- 各学校は、組織全体で、子供たちに対して、いじめは絶対に許されない行為であること、たとえ、相手の言動が不愉快なものであったり、許し難いものであったりしても、その相手に対していじめを行う方法で対処してはならないことを理解させ、いじめを起ささないようにする指導を、意図的・計画的に行わなければならない。
- 道徳科や特別活動はもとより、全教育活動を通じて、子供がいじめ問題を自分たちの問題として捉え、考えることができるよう、指導を徹底させる必要がある。

## ア いじめが許されないことを啓発する学校環境づくり

どのような行為がいじめに該当するのか、その行為がどのような犯罪につながっていくかなどを視覚的に示したポスターや、子供たち一人一人が作成した「いじめ防止標語」を掲示するなどして、日常的に、子供たちのいじめ防止への意識を高める。

また、「学校いじめ防止基本方針」の概要をイラストやマップの形式で掲示するなどして、子供たちや保護者等が、学校はいじめ防止の対策について理解できるよう工夫する。

⑥ 各学校で工夫・改善

## イ 「いじめに関する授業」の実施

全ての子供に対して、いじめは絶対に許されない行為であること、たとえ、相手の子供の言動に原因があるとしても、いじめを行う方法で対処してはならないことを、十分に理解させる。また、同じ言葉や行為に対して、楽しいと感じる人もいるがつらいと感じる人もいるなど、人によって感じ方が異なることなどについて、子供同士が話し合いながら考える活動などを通して、どのような行為がいじめに該当するかを指導する。

上記の趣旨を踏まえ、全ての学級で、「いじめに関する授業」を年間3回以上実施する。

【参考】 ○ いじめ総合対策【第2次・一部改定】下巻（学習プログラム） 令和3年2月  
○ いじめ防止教材「STOP!いじめ あなたは大丈夫?」(DVD) 平成25年3月

④ 全校で実施

## ウ 弁護士等を活用した「いじめ防止授業」の実施

子供がいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されない行為であることを自覚できるようにするため、必要に応じて、弁護士や行政書士等を講師として招き、「いじめ防止授業」を実施する。

具体的には、弁護士会が実施している「法教育プログラム※7」や、行政書士会が実施している法教育の出前授業などを活用する。

【参考】 ○ いじめ防止教材「STOP!いじめⅡ 見つめよう考えよう」(DVD) 平成27年3月

⑧ 必要に応じて実施・例示

※7 法教育プログラム 各弁護士会が、所属弁護士を学校に派遣して実施する授業。東京弁護士会の「いじめ予防授業」、第一東京弁護士会の「いじめ防止授業」、第二東京弁護士会の「出前授業（デリバリー法律学習会）」、東京三弁護士会多摩支部の「いじめ予防授業」等がある。

## エ SOSの出し方に関する教育の推進

都内全ての公立学校において、「SOSの出し方に関する教育※8」を推進する。

全ての子供を対象として、「不安や悩みを抱えたときに、身近にいる信頼できる大人に相談することの大切さ」について、校長講話、学級指導、相談窓口連絡先一覧の配布時などの機会を捉えて、折に触れて指導する。

特に、学期初めなどは、子供が学校生活に適応しづらい状況があることから、始業式や式後の学級での指導等において、全ての子供に対して、悩みや不安がある場合は、誰にでもよいので教職員に相談するよう伝える。

こうした指導に加えて、学級活動（ホームルーム活動）や保健体育等の学習と関連させ、「一人一人がかけがえのない大切な存在であること」、「ストレスは誰にでもあること」、「不安や悩みがあるときは、できるだけ早期に身近にいる信頼できる大人に相談すること」、「友達から悩みや不安を伝えられたときは、まず、話を傾聴し気持ちを受け止めた上で、一緒に保護者や教職員等に相談するよう促すこと」などについて学ぶ授業を、各学校のいずれかの学年で年間1単位時間以上実施する。

また、子供が安心して相談できるようにするためには、身近にいる大人が、子供のSOSを受け止め、支援できるようにすることが必要である。

そのために教員は、子供から相談を受けた際取るべき具体的な行動や取組について理解するとともに、日常から、子供の存在そのものを肯定的に受け入れ、傾聴、共感するなど、カウンセリングの視点に立った子供と関わりを大切にし、教育者として人間観や教育観を深め、より一層の指導力を磨くことが求められる。

学校はもとより、家庭、地域等を含む、子供一人一人を取り巻く大人自らが、子供から信頼される大人、子供にとって声を掛けやすい大人になるよう、努めることが重要である。

【参考】 ○ DVD教材「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料 自分を大切にしよう」平成30年2月

⇒100・101ページ参照

④ 全校で実施

## オ 新型コロナウイルス感染症に関連するいじめを生まないための指導の徹底

新型コロナウイルス感染症への感染者、濃厚接触者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為をしないこと、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、感染防止のために最前線で尽力している人々に感謝の念をもつことについて、感染症に関する適切な知識を基に、発達の段階に応じた指導を行う。

⇒92・93ページ参照

【参考】 ○ 「学校の教育活動再開後及び令和2年度の健全育成に係る取組について（通知）」令和2年5月  
○ ホームページ「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」東京都教育委員会

④ 全校で実施

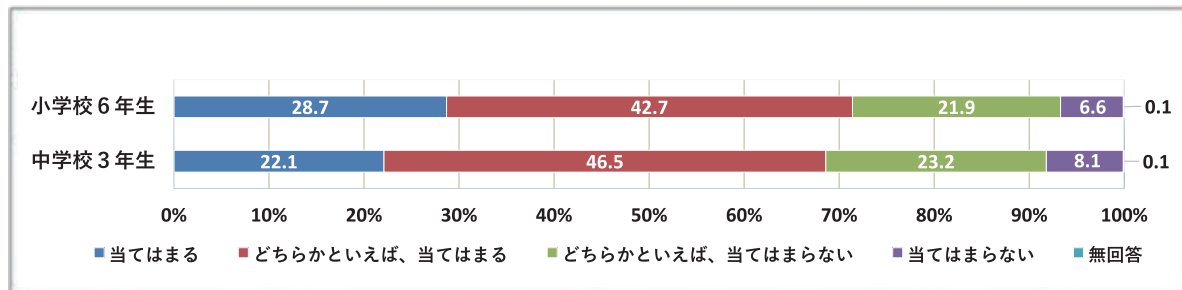
※8 SOSの出し方に関する教育（様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育）平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱に、「自殺対策に資する教育」の一つとして示されたもの。自殺予防のみならず、児童・生徒が不安や悩みを抱えたときに信頼できる大人に相談することの大切さや、気になる様子が見られる友人への関わり方を学ぶこと、身近にいる大人がSOSを受け止め、支援できるようにすることを目的としている。東京都教育委員会は、DVD教材「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料 自分を大切にしよう」を開発し、都内全公立学校に配布するとともに、東京都教育委員会ホームページに掲載している。

## (4) 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成

### 現状と課題

【図表 8】子供たち同士の話し合いによる合意形成についての意識

- あなたの学級では、学級生活をよりよくするために学級会（学級活動）で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると思いますか（対象：都内公立学校）。



平成 31 年度（令和元年度）「全国学力学習状況調査」文部科学省

【図表 9】東京都公立学校におけるいじめ問題に対する日常の取組

- 児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間づくりを促進したりした（都内全公立学校のうち、取り組んだと回答した学校の割合）。

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
平成 27 年度	73.5%	81.8%	24.5%	69.4%	70.5%
令和元年度	89.9%	93.9%	42.2%	69.4%	85.3%

平成 27 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省

令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省

【図表 10】インターネット利用に関するルールづくりの状況

- インターネット利用のルールを決めているか（児童・生徒総数の 2%程度[22,646 人]を抽出）。

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
決めている	76.3%	62.1%	26.6%	58.1%
決めていない	21.3%	36.6%	71.9%	39.0%
無回答	2.4%	1.3%	1.5%	2.9%

令和元年度「児童・生徒のインターネット利用状況調査」東京都教育委員会

- 【図表 8】の調査結果から、「学級会（学級活動）で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると思うか。」という質問に対して、「そう思う」又は「どちらかというと思う」と回答した東京都公立学校の子供の割合は、小学校 6 年生より中学校 3 年生の方が低くなっていることが分かる。また、小・中学校とも全国の割合を若干下回っている状況である。
- 【図表 9】により、学校での指導の実態を見てみると、いじめ問題に対する日常の取組として、「児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間づくりを促進したりした」と回答した学校の割合は、平成 27 年度と令和元年度を比較すると、全体では約 15 ポイント増加している。ただし、小・中学校では比較的多いものの、依然として高等学校では半数弱であることが明らかになった。



- さらに、【図表 10】は、家庭におけるルールづくりの例として、インターネット利用に関するルールを決めているかを調査した結果である。近年、インターネットを通じて行われるいじめなどの問題が指摘されている中で、校種が上がるごとに、子供のインターネット利用のルールを決めている家庭が少なくなっている現状が見られる。
- 子供たちを取り巻く諸問題を解決するためには、特定の子供たちへの対症療法的な生活指導にとどまることなく、全ての子供たちに働き掛ける意図的・計画的な指導により、問題の未然防止や健全育成のための取組を推進することが必要である。
- 特に、いじめ問題の根本的な解決を目指すためには、子供たち自身が、いじめを自分たちの問題として捉え、主体的に行動しようとする意識や態度を育むことが不可欠である。

## 具体的な取組

### ア 互いに認め合う態度を育む取組

教職員が率先して子供の良さを発見し、その良さが集団の中でどのように役立っているかを他の子供に伝えるなどするとともに、学級活動等を通して、子供たち同士が互いの良さを認め合い、信頼を高めることができる取組を工夫して行う。

児童会や生徒会が主催する異年齢交流などにおいて、上級生が下級生のことを思いやり、下級生が上級生を尊敬しながら活動することを通して、子供たち相互の共感的な人間関係が築かれるとともに、上級生の自己肯定感を育み、自尊感情が高められるようにする。

⑥ 各学校で工夫・改善

### イ 子供同士が話し合い、合意形成や自己決定ができるようにする取組

子供たちが、いじめを自分たちの問題として捉え、行動できるようにするため、

- ① 子供が「いじめをなくすためにどうすればよいか」について、それまでの自分の体験などから考えをもつ。
- ② 話し合って学級の目標を決める。
- ③ 学校全体や校区の小・中学校全体により異学年で編成された班ごとに意見を交流する。
- ④ 一人一人が自分の目標を決める。

などの一連の活動を通して、合意形成と自己決定を重視した取組を行う。

なお、③の班ごとの話し合いについては、例えば、子供のグループに、教職員、保護者、学校運営協議会委員などの地域住民等が加わる方法なども考えられる。

⑥ 各学校で工夫・改善

## ウ 取組の推進役を担えるリーダーの育成

学校全体で、いじめ防止に向けた子供の取組が活発に行われるようにするため、取組の推進役を担えるリーダーを育成する。

当該の子供の育成に当たっては、

- 委員会活動として位置付け、NPOが行っているプログラムを活用して指導する。
- 委員会活動とは別にチームを編成し、教職員が当番制で指導する。
- 区市町村教育委員会が、教育課程外に「育成研修」を開設して指導する。

などの方策が想定される。

なお、プログラムの一部に、スクールカウンセラーから指導を受ける時間を設定するなどの工夫も考えられる。

具体的な取組としては、

- ポスター、新聞、ビデオ等の制作
- 休み時間等の巡回、声掛け
- いじめ防止の標語、歌、キャラクター等の募集、決定、周知、啓発
- 「ピア・サポート※9研修」修了者（ピアサポーターに認定）が、困っている子供の相談に応じる

などの事例がある。

⑥ 各学校で工夫・改善

## エ 児童会・生徒会活動による取組

全校の子供が所属する児童会や生徒会の活動として、いじめ防止の取組が推進されるよう、役員等の子供たちのリーダーシップによる主体的な取組を支援する。

その際、役員等一部の子供たちによるイベント的な取組に終わることなく、全ての子供たちが考えたり、行動したり、参加したりする意識がもてるよう、学級担任等が、学級の子供たちに取組を促すなどの指導を行う。

具体的な取組としては、上記ウに示す取組のほか、

- 「学校いじめ防止宣言」の採択、決定
- いじめ相談目安箱の設置
- 「言葉の暴力撲滅キャンペーン※10」の実施
- 「いじめ防止サミット」の実施
- 「ホワイト・リボン運動※11」の実施
- いじめ防止啓発作品づくり

などの事例がある。これらの子供の主体的な取組の内容とその支援の在り方を「学校いじめ防止基本方針」に明記することが望ましい。

⑥ 各学校で工夫・改善

※9 ピア・サポート 子供たちの対人関係能力や自己表現能力等社会に生きる力が極めて不足している現状を改善するための学校教育活動の一環として、教師の指導・援助の下に、子供たち相互の人間関係を豊かにするための学習の場を、各学校の実態や課題に応じて設定し、そこで得た知識やスキル（技術）を基に、仲間を思いやり、支える実践活動

※10 言葉の暴力撲滅キャンペーン 相手を傷付ける言葉を使わないようにする呼び掛けを通して、いじめを防止する取組

※11 ホワイト・リボン運動 生徒会が、いじめ防止を呼び掛け、いじめをしないと宣言する子供の署名を集めるとともに、署名した子供のかばん等にリボンを付ける取組

## オ 「SNS東京ルール」に基づく「学校ルール」や「家庭ルール」づくりやルールの見直し

子供が、インターネットを通じて誹謗中傷などのいじめ<sup>ひぼう</sup>に該当する行為を行わないよう指導するとともに、いじめを含めたトラブルや犯罪を回避できる判断力等を身に付けさせる。そのために、平成 27 年 11 月に、東京都教育委員会が策定し、平成 31 年 4 月 25 日に改訂した「SNS東京ルール※12」を踏まえて、「SNS学校ルール」や「SNS家庭ルール」づくりやルールの見直しに関する取組を行う。

「学校ルール」については、同じ学級や同じ学年に所属する子供同士が、話し合っ自分たちが守るべきルールを決めることができるようにするとともに、そのルールを互いに守っていこうとする態度を育む指導を行う。

また、「家庭ルール」については、各家庭において、保護者と子供が話し合っルールを決めることができるよう、保護者に対して啓発を行う。⇒110・111ページ参照

④ 全校で実施

## カ 「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」ホームページ・アプリケーションによる意識啓発

コンピュータを使って行う学習を通して、平成 28 年度に東京都教育委員会が開発したホームページ・アプリケーション「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo※13」を活用し、いじめを受けたとき、いじめを見たり聞いたりしたとき、いじめを行ってしまったときなどに、どのように対処すればよいのかなどについて、子供たちに考えさせる指導を行う。

また、子供たちが家庭で使用しているコンピュータや、携行しているスマートフォン等を通して、日常から、「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」にアクセスし、いじめ問題の解決に向けて、自分がどのように行動すればよいのかを考えることができるよう啓発を行う。

⑤ 各学校で充実・推進

## キ いじめ防止強化月間における学校、家庭、地域、関係機関の連携による取組の推進

東京都教育委員会が 6 月と 11 月の年 2 回実施しているいじめ防止強化月間（ふれあい月間）において、いじめの未然防止、早期発見・早期対応につながる具体的な取組を実施するとともに、学校のいじめ防止の取組の進捗状況について、PDCAサイクルの中で評価・改善を図るなど、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって、いじめの防止に取り組む機運を醸成する。

⑤ 各学校で充実・推進

※12 「SNS東京ルール」 都内全公立学校の子供が、いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響を防ぐため、平成 27 年度に策定し、平成 31 年度に改訂。「スマホやゲームの一日の合計利用時間、使わない時間帯・場所を決めよう。」「必ずフィルタリングを付け、パスワードを設定しよう。」「送信前には、誰が見るか、見た人がどのような気持ちになるか考えて読み返そう。」「個人情報をお教えたり、知らない人と会ったり、自撮り画像を送ったりしない。」「写真・動画を許可なく撮影・掲載したり、拡散させたりしない。」の五つのルールがあり、学校や家庭で、「SNS東京ルール」を踏まえて具体的なルールを定めることとしている。

※13 「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」 子供が、身近な情報通信機器を用いて、いじめを受けた場合にすぐに相談機関に連絡できるようにするとともに、いじめへの対処の疑似体験を通して、いじめ問題の解決のために主体的に行動しようとする意識や態度を育むことを目的として、平成 28 年度に、東京都教育委員会が開発したホームページとアプリケーション

## (5) 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成

### 現状と課題

【図表 11】東京都公立学校におけるいじめ問題に対する日常の取組

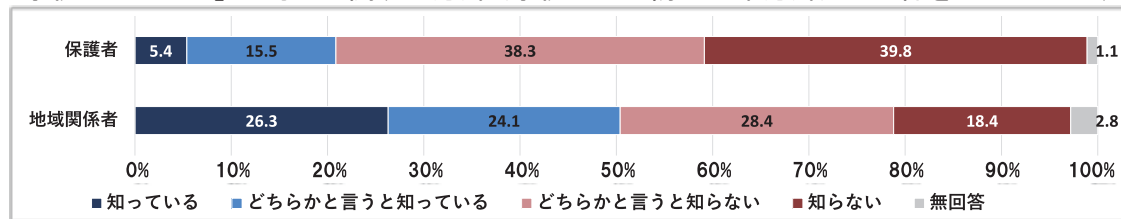
- 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた（都内全公立学校のうち、取り組んだと回答した学校の割合）。

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省

【図表 12】保護者、地域関係者の理解

- 学校の「いじめ」の対応に関する方針（学校いじめ防止基本方針）の内容を知っていますか。



令和2年度「いじめ防止等の対策を推進する研究」東京都教職員研修センター

- 【図表 11】の調査結果では、「学校いじめ防止基本方針」については、全ての学校でホームページに掲載し、保護者や地域住民に周知していることが示されている。一方で、【図表 12】の調査では、「学校いじめ防止基本方針」の内容を知っているかという質問に対し、「知っている」、「どちらかと言うと知っている」と回答した保護者の割合は約2割、地域関係者の割合は約5割にとどまっており、学校と、保護者や地域の受け止めとの間に乖離が見られる。
- いじめは、学校の内外を問わず行われる行為であることから、いじめを未然に防止するためには、保護者、地域、関係機関等が、学校のいじめ防止のための取組について十分に理解し、子供にとって、身近な大人が、同一の方針で指導したり対応したりできるようにしなければならない。
- 学校は、保護者、地域、関係機関等と、日頃から子供の状況について情報を共有し、気になる様子等が見られたら、双方から積極的にその状況を伝え合うとともに、必要に応じて、それぞれの立場で当該の子供に働き掛けることができる連絡・協力関係を構築しておくことが求められる。特に、地域住民等に対して、いじめの疑いがある子供の状況を見聞きした場合には、ためらうことなく学校や所管教育委員会に通報してもらえるよう依頼しておくことが大切である。
- 全ての学校において、保護者会や「学校サポートチーム※14」の会議等の様々な機会を活用して、保護者、地域住民、関係機関等に対して「学校いじめ防止基本方針」の趣旨や内容等について周知し、理解を得たり協力を依頼したりする必要がある。
- そのためには、各学校において、「学校いじめ防止基本方針」の改訂に、保護者や関係機関の意見を反映できる学校評価の方法等を検討することが求められる。

※14 学校サポートチーム 子供の問題行動への対応において、保護者、地域、関係機関等と迅速かつ適切に連携・協力できる体制を確立し、子供の健全育成を図るとともに、「学校いじめ対策委員会」を支援する組織として、都内全公立学校に設置。校長、副校長、保護者、民生・児童委員、主任児童委員、保護司、子供家庭支援センター職員、児童相談所職員、警察職員（スクールサポーター）等により構成

## 具体的な取組

### ア 保護者、地域、関係機関等に対する「学校いじめ防止基本方針」の理解促進と協力依頼

学校がいじめ防止の取組について、保護者や地域、関係機関等の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、年度当初の保護者会、「学校サポートチーム」の会議、地域自治会の会合等の機会に、「学校いじめ防止基本方針」の内容を説明する。その際には、事前に校内研修等を通して、学校の全ての教職員が、自校の「学校いじめ防止基本方針」の内容やポイントを理解し、自分の言葉で分かりやすく説明できるようにしておく。

また、「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページに掲載するとともに、「学校便り」等を活用して内容を周知する。

上記の方法により、理解を促進するに当たっては、年度ごとに「学校いじめ防止基本方針」を改訂する際に、保護者、地域、関係機関等の意見を反映させるなど、取組の立案に参画できる在り方を工夫する。

#### 【いじめ防止対策推進法】

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

- 【参考】 ○ いじめ総合対策【第2次・一部改定】下巻（保護者プログラム） 令和3年2月  
○ いじめ総合対策【第2次・一部改定】下巻（地域プログラム） 令和3年2月

#### ① 法による義務規定

### イ 「学校サポートチーム」会議の定期開催

子供たちの健全育成上の諸問題に対して、教職員が、保護者、地域、関係機関等と連携・協力して解決を図るための組織として、全公立学校に設置されている「学校サポートチーム」の会議を学期の初め等、定期的に開催して、「学校いじめ防止基本方針」に示す取組の内容や、その進捗状況、在校する子供たちの実態、いじめ発生の状況と対応経過等について意見交換を行う。

外部人材により構成された組織である「学校サポートチーム」が、教職員の組織である「学校いじめ対策委員会」を支援する体制を築くため、年度ごとに「学校いじめ防止基本方針」を改訂する際に、「学校サポートチーム」の意見を反映させるなど、取組の立案に参画できる在り方を工夫する。

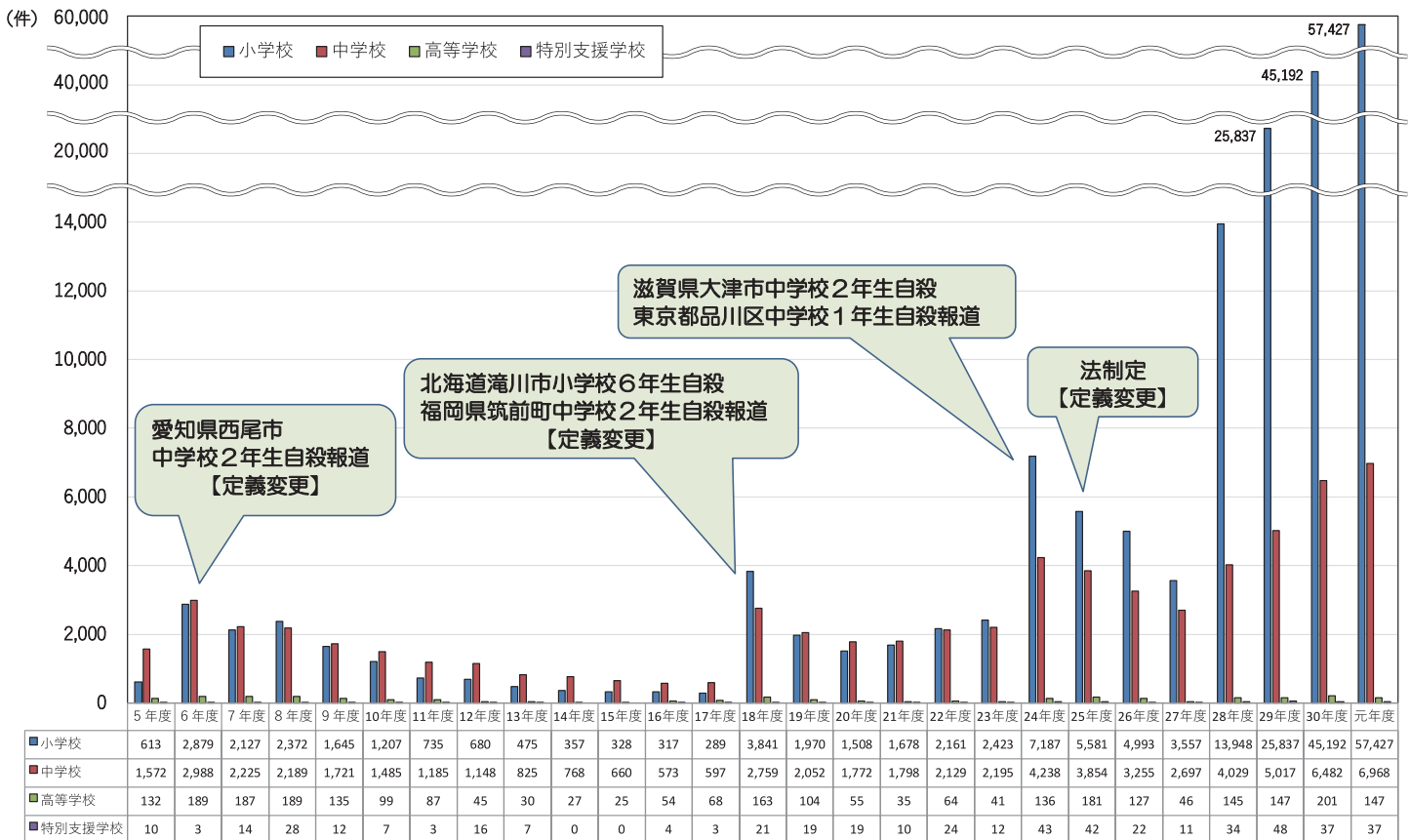
- 【参考】 ○ リーフレット「学校サポートチームによる健全育成の推進について」 令和3年1月  
⇒112・113ページ参照

#### ④ 全校で実施

(1) 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知

現状と課題

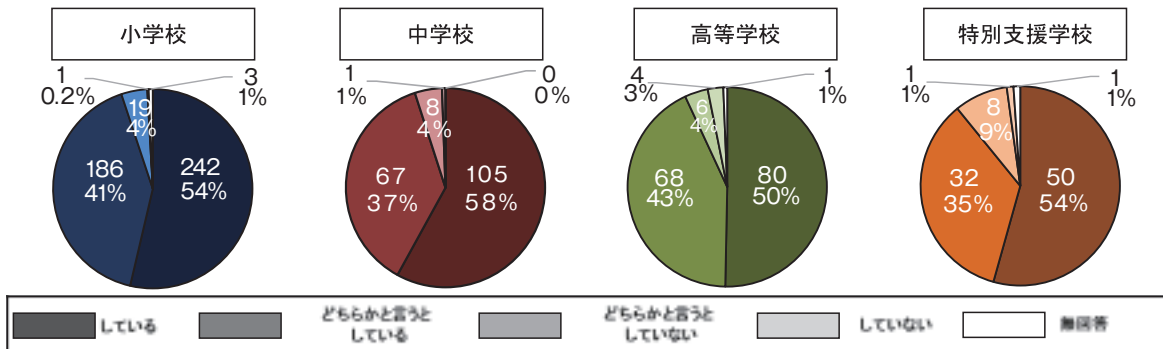
【図表 13】東京都公立学校のいじめの認知件数の推移（平成5年度から令和元年度）



平成5年度～平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」 文部科学省  
 平成28年度～令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」 文部科学省から作成

【図表 14】「いじめ」の認知についての教職員の意識（抽出校分）

■ あなたは、「いじめ防止対策推進法」に定められた「いじめ」の定義を理解していますか。  
 （上段：人数、下段：割合）



令和2年度「いじめ防止対策等を推進する研究 質問紙調査」東京都教職員研修センター

- 【図表 13】の結果から、いじめによる自殺等の事例が報道されると、認知件数が増加する傾向があったことが分かる。いじめ防止対策推進法の制定後、平成 28 年度から認知件数は増加傾向にある。また、【図表 14】の調査では、教職員の約 9 割が、「いじめ防止対策推進法」に定められた「いじめ」の定義を「理解している」、「どちらかという理解している」と回答している。近年、いじめの認知件数が増加している理由としては、各学校において見逃しがちな軽微ないじめを積極的に認知している結果と捉えることができる。
- 学校として、子供同士の間で起こるいじめを、できる限り漏らさずに認知するためには、その前提として、全ての教職員が、『いじめ』とは、相手の行為により被害の子供が『心身の苦痛』を感じたものをいう。」という「いじめ防止対策推進法」に定められた「いじめ」の定義を正しく理解することが必要である。

#### 【いじめ防止対策推進法】

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 法に規定された「いじめ」は、いわゆる社会通念上の「いじめ」の範囲より極めて広く、その行為を受けた子供が、心身の苦痛を感じた場合は、「いじめ」に該当すると理解することが求められている。
- 学校が、初期段階でいじめを認知し対応につなげることができるようにするためには、校内研修等を通じて、「いじめ」の定義について、教員個人の解釈に差が生じないように、学校全体で共通理解を図る必要がある。
- 保護者、地域、関係機関等に対して、どのような行為が「いじめ」に該当するのかを説明する必要がある。あわせて、いじめの件数が多い学校や学級に問題があるという捉え方をしていないことを伝えて、理解を得ることが大切である。
- そうした教職員の共通理解の下、個々のいじめの認知については、教職員から報告を受けた「学校いじめ対策委員会」が改めて定義を踏まえて、いじめであるかどうかを判断することが不可欠である。

## 具体的な取組

### ア 教職員の「いじめ」の定義に対する共通理解の促進

校内研修等の機会を通して、全ての教職員がいじめの定義を正確に理解し、初期段階で、いじめに気付くことができるようにする。

そして、「加害の子供がいじめを意図して行っていない行為」、「偶発的な行為」、「継続性がない行為」、「相手を特定せずに行った行為」などであっても、その行為を受けた子供が心身の苦痛を感じている場合は、「いじめ」に該当するという意識をもって、いじめを確実に認知する必要がある。⇒40・41 ページ参照

#### ① 法による義務規定

## イ 「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知の徹底

以下の手続きを基本として、学校としていじめを認知する。

- ① 一人一人の教職員が、気付いた全ての「いじめやいじめの疑いがある状況」を迅速に「学校いじめ対策委員会」に報告する。
- ② 「学校いじめ対策委員会」は、委員会のメンバーでもある校長の指示の下に、教職員から報告があった全ての事例について事実確認の方策について協議する。
- ③ 教職員は、「学校いじめ対策委員会」の協議結果に基づき、役割分担等を行い、事案の詳細を確認するとともに、その結果を迅速に同委員会に報告する。
- ④ 「学校いじめ対策委員会」は、報告された状況について、「いじめの定義」を踏まえて、いじめであるかどうかを判断する。 ⇒ いじめの認知

上記の、手続きが遅滞なく行われるようにするため、教職員の構成や規模等の学校の実態に応じて、学校として基本となる報告の流れ（マニュアル）を決めておく。

なお、軽微と考えられるいじめについては、マニュアルの手続きを簡略化し、学級担任等が対応後に報告することや、上記の③及び④については、状況等に応じて、校長が直接指示又は判断することも考えられる。

「学校いじめ対策委員会」がいじめを認知するに当たっては、一人一人の児童・生徒の状況から、「この子供は苦痛に感じているのではないか」というきめ細かな視点から判断する。たとえ、けんかやふざけ合いであっても、子供が感じる苦痛に着目して、背景にある事情を確認し、いじめに該当するかを判断しなければならない。

また、行為を受けた子供が苦痛を感じていない場合であっても、加害の行為が、人権意識を欠く言動である場合などには、いじめと認知することが必要である。

### 【いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議（抜粋）】

（平成 25 年 6 月 19 日 衆議院文部科学委員会、同 6 月 20 日 参議院文教科学委員会）

いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、『心身の苦痛を感じているもの』との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。

**Q**

「学校いじめ対策委員会」が、教職員から児童・生徒の気になる様子についての報告を受けるために、その都度、委員を招集すると、迅速に対応できないこともあるのですが、どのような工夫が考えられますか。

**A**

学校の実態（教職員の構成、規模等）に応じて、「委員の誰かに報告し、その委員が管理職に伝えた後に、委員会で情報共有を図る。」「学年主任とともに、管理職に報告し、管理職が委員会を招集し、伝達する。」など、学校として基本となる報告の流れを決めておきましょう。報告内容や校長からの指示内容を記録する方法を明確にしておくことも大切です。

迅速な報告と対応を第一に考え、例えば、報告を受けた校長が、報告者である学級担任に、直接対応を指示するなど、臨機応変の対応が必要となる場合もあります。

いずれの方法であっても、学校全体で情報共有し、組織的対応を行うために中核となるのがこの委員会です。

### ① 法による義務規定

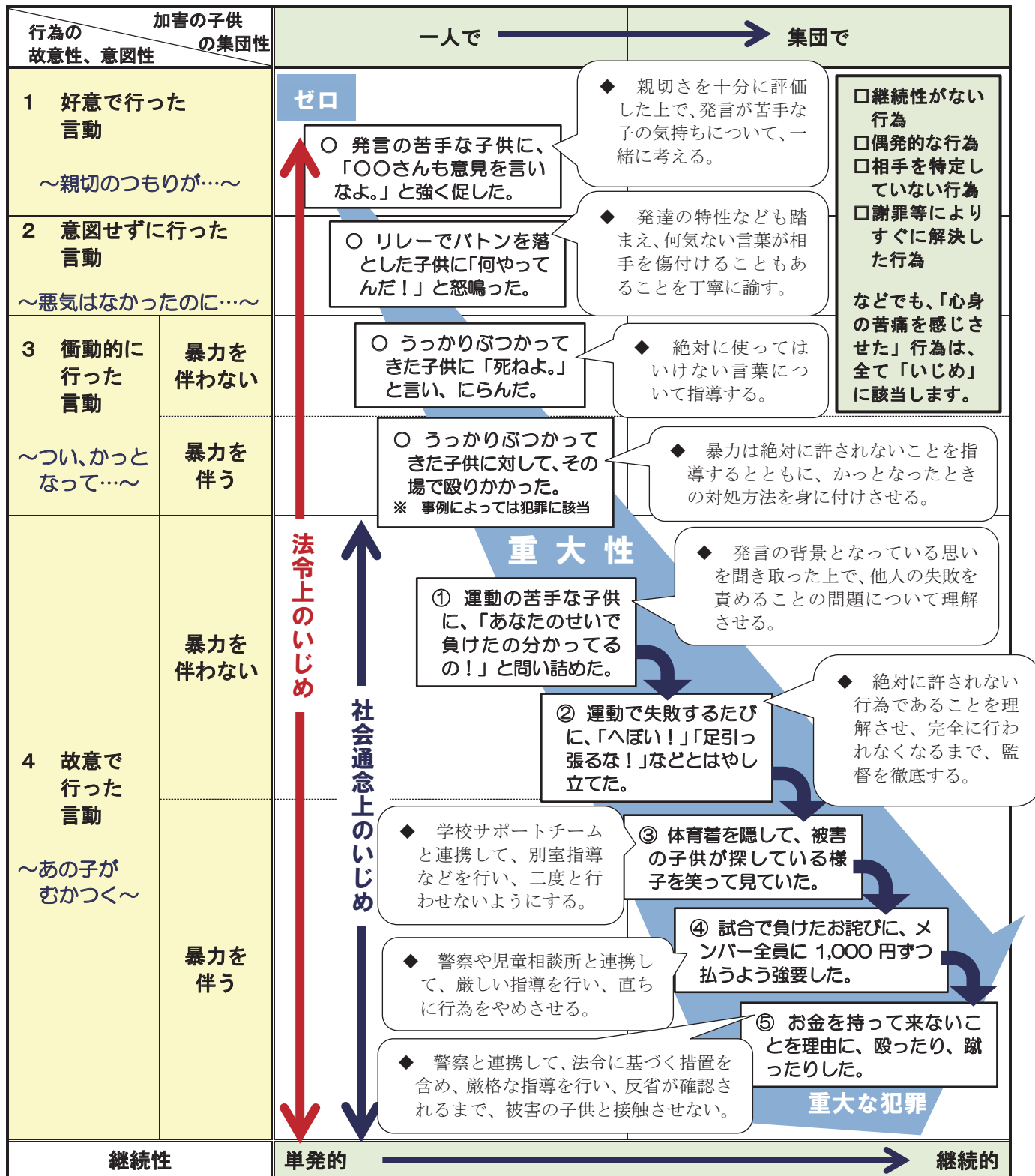


## ● 重大性の段階に応じたいじめの類型（例） ～「いじめ」の定義に基づく確実な認知に向けて～

以下の類型は、あくまでも例であり、いじめの認知に当たっては、被害の子供が「心身の苦痛を感じている」かどうかを鑑み、個別に判断する。

個々のいじめへの対応に当たっては、その行為の重大性（行為が与えた影響、故意性、加害の子供の人数、継続性等）を総合的に考慮して、適切な対応を行う。

○：いじめの行為    ◆：加害の子供への対応例



※ 上記の類型は、加害の子供の行為によるもので、被害の子供の「心身の苦痛」の軽重によるものではない。

※ どこからが犯罪に該当するかは、事例ごとに異なる。    ※ 「暴力」とは、言葉以外の有形力の行使全般を指す。

## ● 「いじめ」の定義（文部省・文部科学省による）の変遷

文部省・文部科学省は、昭和 61 年度以来、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」などにおいて、「いじめ」の定義を策定・変更してきた。その背景には、子供がいじめを苦にして自殺した事案が関わっている。報道により「いじめ」が大きな社会問題となるたびに、学校がいじめの捉え方の課題を踏まえて、その定義が広範囲なものに修正されてきたことが分かる。

学校は、二度といじめを苦にして自ら命を絶つような事案を起こさないために、「いじめ」の定義が変更されてきた経緯を正しく理解し、現行の定義に基づき、確実な認知に努める必要がある。

年	「いじめ」の定義	定義策定・変更のきっかけとなった事案	「いじめ」の捉え方（変遷）
昭和 61 年度から	<p>①自分より弱い者に対して一方的に、 ②身体的・心理的な攻撃を加え、 ③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、 学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。 なお、起こった場所は学校の内外を問わないもの。</p>	東京都中野区 中学校 2 年生 自殺	<p>◆ <u>加害の子供の行為の側に立って「いじめ」を規定</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 弱い者に対して一方的に（力関係の存在）</li> <li>○ 身体的・心理的な攻撃</li> <li>○ 被害の子供が深刻な苦痛を受けているもの</li> <li>○ 学校が確認しているもの</li> <li>○ 学校の内外を問わないもの</li> </ul>
平成 6 年度から	<p>①自分より弱い者に対して一方的に、 ②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、 ③相手が深刻な苦痛を感じているもの なお、起こった場所は学校の内外を問わない。 また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。</p>	愛知県西尾市 中学校 2 年生 自殺	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「継続的に」を追加（行為の継続性）</li> <li>○ 個々の「いじめ」の判断は、表面的・形式的に行うことなく、被害の子供の立場に立って行うことを追加</li> <li>○ 「学校が確認している」という要件を削除</li> </ul>
平成 18 年度から	<p>当該児童生徒が、 ①一定の人間関係のある者から、 ②心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、 ③精神的な苦痛を感じているもの なお、起こった場所は学校の内外を問わない。 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。</p>	北海道滝川市 小学校 6 年生 自殺  福岡県筑前町 中学校 2 年生 自殺	<p>◆ <u>被害の子供の心情の側に立って「いじめ」を規定</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一定の人間関係（「弱い者に対して」を変更）</li> <li>○ 心理的・物理的な攻撃</li> <li>○ 精神的な苦痛を感じているもの（「受けている」を「感じている」に変更、「深刻な」を削除</li> <li>○ 「継続的に」を削除</li> </ul>
平成 25 年度から  （いじめ防止対策推進法の施行に伴う）	<p>児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。 なお、起こった場所は学校の内外を問わない。</p>	滋賀県大津市 中学校 2 年生 自殺  東京都品川区 中学校 1 年生 自殺	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 心理的・物理的な影響（「攻撃」を変更）</li> </ul> <p>※ この規定では、加害の子供が主語となっているが、平成 18 年からの定義である被害の子供の心情の側に立って定義されていると理解すべきである。</p>

## (2) 子供の様子から初期段階のいじめを素早く察知

### 現状と課題

【図表 15】 いじめ発見のきっかけにおける学級担任等教職員の役割

■ 東京都公立学校におけるいじめ発見のきっかけ（いじめの認知件数全体に対する割合）

		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
学校の教職員等が発見		75.6%	64.9%	55.1%	27.0%	74.4%
内訳	学級担任が発見	11.3%	9.6%	11.6%	16.2%	11.1%
	学級担任以外の教職員が発見	1.5%	4.3%	7.5%	2.7%	1.8%
	養護教諭が発見	0.2%	0.6%	2.0%	0%	0.2%
	スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	0.3%	0.4%	0%	0%	0.3%
	アンケート調査など学校の取組により発見	62.3%	50.1%	34.0%	8.1%	60.9%
学校の教職員以外からの情報により発見		24.4%	35.1%	44.9%	73.0%	25.6%

令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省

【図表 16】 いじめの認知に向けた意識啓発

■ いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童・生徒に対し行った具体的な方法（都内全公立学校のうち、取り組んだと回答した学校の割合）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
アンケート調査の実施	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
個別面談の実施	90.1%	90.9%	73.4%	66.1%	87.8%
教職員と児童・生徒間で 日常行われている日記等	25.3%	66.6%	3.8%	19.4%	34.5%
家庭訪問	25.3%	36.0%	8.9%	14.5%	26.2%

令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省

- 【図表 15】の調査結果から、認知したいじめの7割以上を学校の教職員等が発見しているが、その大半が、アンケート調査など学校の取組により発見されたものであり、学級担任等の気付きによりいじめが発見される事例は、決して多いとは言えない現状が明らかとなっている。
- そうした現状の改善に向けて、【図表 16】から、都内全ての公立学校がアンケート調査を実施しているほか、多くの学校で、「個別面談」、「教職員と児童・生徒間で日常行われている日記等」、「家庭訪問」などの取組を行っていることが分かる。
- いじめの早期発見は、子供にとって最も身近な学級担任等が、子供の様子の変化に気付き話を聞くなど、子供と教職員との信頼関係に負うところが極めて大きい。
- その上で、定期的な面談や「いじめ発見のチェックシート」を活用した観察等、一人一人の子供の様子を確認する機会を意図的に設定することが重要である。

## 具体的な取組

### ア 学級担任等による日常的な子供への声掛けと様子の観察

子供にとって最も身近な教職員である学級担任によるさりげないコミュニケーションや観察等を通して、子供の様子の小さな変化に気付くことができるよう、日常からの子供との関わりを深め、いじめの発見につながる鋭敏な感覚を養う。

⑦ 教職員が工夫・改善

### イ 学級担任等による定期的な個人面談

いじめを含め、子供が抱える悩みや不安などを幅広く把握するとともに、その解決方法について相談に応じるため、学級担任等は、**年間3回程度**、個人面談を実施する。

面談では、子供に自分のことだけでなく他の子供が困ったり悩んだりしていることを聞きしていないかを確認する。

また、効果的な面談を実施できるようにするため、スクールカウンセラーは、教員に対し、必要に応じて、面談の在り方等について事前に指導・助言を行う。

⑤ 全校で充実・推進

### ウ 学期初め等の「いじめ発見のチェックシート」の活用

学校の長期休業明けなどの時期は、子供たちが不安や悩みを抱えやすい時期であるとともに、長期休業日中に、いじめを含む人間関係のトラブル等が生じている可能性があることから、**学期初めに**、「いじめ発見のチェックシート」等を活用して、重点的に子供の状況を観察する。

「学校いじめ対策委員会」は、各教員が確認した子供の状況等について情報を集約する。その中で、気になる様子が確認された子供に対しては、速やかに保護者に連絡する。

また、教職員が役割分担をし、改めて多角的に観察したり声掛けをしたりして、いじめを含めその背景を把握する。⇒94ページ

【参考】いじめ総合対策【第2次・一部改定】下巻82～85ページ

⑤ 全校で充実・推進

### エ 定期的な「生活意識調査」等の実施

いじめのみならず、子供が抱える諸問題の背景等を多面的に把握するため、「学校は楽しいか」、「体調や精神状況はどうか」、「学習の定着や進路に不安はないか」、「家庭や校外での生活に満足しているか」、「人間関係での悩みはないか」等に関して、アンケート形式による「生活意識調査」等を定期的の実施する。

この調査の実施に際しては、「いじめ発見のためのアンケート」を兼ねて行ったり、教員による「いじめ発見チェックシート」と同時に行ったりすることにより、一層の効果を高められるよう工夫する。⇒96～99ページ参照

⑤ 全校で充実・推進

### (3) 全ての教職員による子供の状況把握

#### 現状と課題

【図表 17】 いじめの発見のための全教職員による組織的な対応の状況

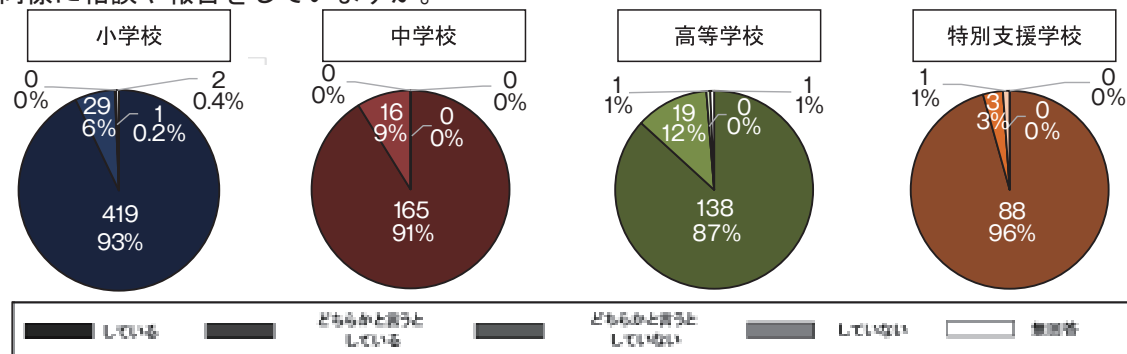
- いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が児童・生徒の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した（都内全公立学校のうち、取り組んだと回答した学校の割合）。

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
99.7%	99.5%	98.3%	98.5%	99.5%

令和元年度「ふれあい（いじめ防止強化）月間におけるいじめに関する調査」東京都教育委員会

【図表 18】 子供の気になる様子についての情報共有の実態（抽出校分）

- あなたは、「いじめやいじめの疑いがある状況」を見たり聞いたりしたとき、すぐに周囲の同僚に相談や報告をしていますか。



令和2年度「いじめ防止対策等を推進する研究」東京都教職員研修センター

- 【図表 17】の調査結果から、99%を超える学校で、教職員が児童・生徒の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底していることが分かる。
- 【図表 18】の調査では、多くの教員が、子供の気になる様子についての報告や情報共有を「している」、「どちらかと言うとしている」と回答している。この取組は、全ての学校で全ての教職員が、必ず行わなければならないことである。
- 大人からは見えにくい子供間のいじめを、できる限り初期の段階で発見できるようにするためには、全ての教職員が、輪番制などにより組織的・計画的に、子供の様子を観察し、「学校いじめ対策委員会」を通して気になる状況を共有するとともに、対応方針を協議、決定することが必要である。
- 一人一人の教職員は、子供の様子について少しでも気になることを見聞きした場合、全ての事案について、迅速に「学校いじめ対策委員会」に報告し、組織的対応につなげるのが求められる。組織的対応の基本は、学校として、教職員がとるべき具体的な行動を明確にしておくこと、そして、全ての教職員が、例外なく定められたとおりに行動することである。

## 具体的な取組

### ア 全教職員の輪番による挨拶、校内巡回等による計画的な観察

学校全体で、いじめの早期発見を目指すとともに、子供たちが、教職員全員で自分たちを見守っていることを実感できるようにするため、教職員が輪番制などにより、校門や玄関で、登下校時に子供たちへの挨拶を行い、子供の様子をきめ細かに観察する。

また、休み時間の巡回当番表等を作成し、教職員が、毎日校舎内外を巡回し、いじめ等の行為が行われていないかを確認したり、子供たちに声掛けをしたりする。

⑤ 全校で充実・推進

### イ 一人一人の教職員の気づきを「学校いじめ対策委員会」につなげる仕組みの構築

一人一人の教職員は、自分が担当する学級・学年等にかかわらず、子供の様子で気になることを見聞きしたら、どんな小さな事例でもその日のうちに「学校いじめ対策委員会」に報告する。

そのため、学校ごとに、報告・連絡の具体的な手順や方法（気になる度合い別に色分けした付箋等に手書きし、職員室の掲示板に貼っておくなど）を定め、その方法を「学校いじめ防止基本方針」に明記するとともに、チャート図等にして掲示するなどし、全教職員の共通理解を徹底させる。

校内研修等を通して、全ての教職員が、「仲良し同士の遊びの延長のようにも見えるから、もう少し様子を見よう。」「この程度は、子供たちの日常によくあることだから、報告するには及ばない。」「これから出張だから、週明けに報告しよう。」などの個人的な判断が、重篤な状況につながることもあることを十分に理解できるようにする。

なお、教職員がいじめに関する情報を抱え込み、「学校いじめ対策委員会」に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法第23条第1項の規定に違反し得ることに留意する。

#### 【いじめ防止対策推進法】

第23条第1項 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

① 法による義務規定

### ウ 子供に関する情報の引継ぎ、共有の徹底

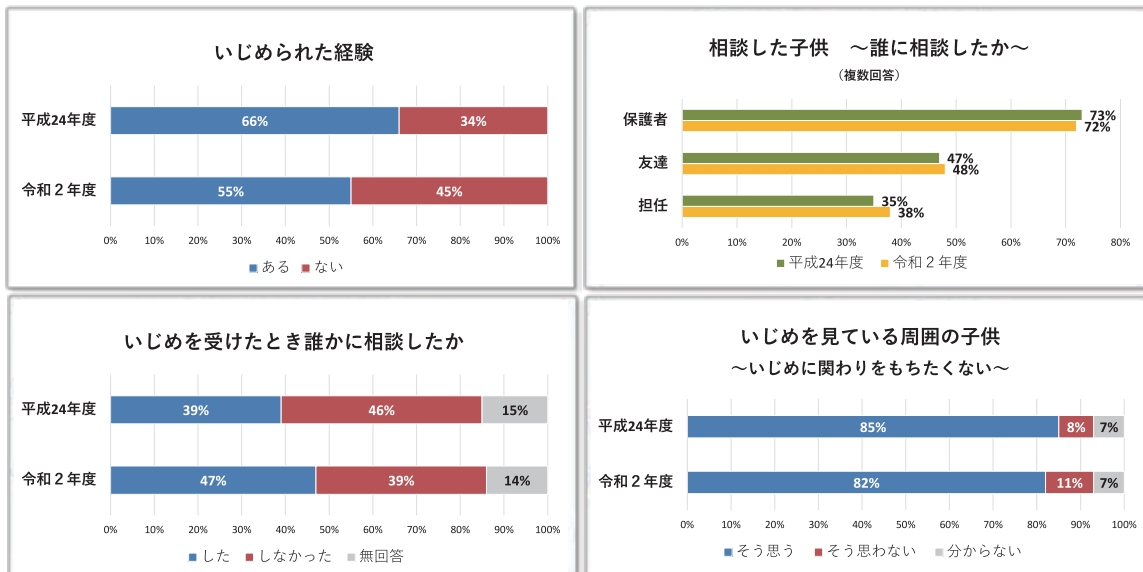
上記イにより確認された子供の気になる様子について、いじめの行為の有無にかかわらず、教職員間で、円滑に情報を共有できるようにするため、電子データや紙によるファイリング等、適切な方法で記録する。保管された記録から、次の対応を検討したり、保護者等に対して、正確に対応経過等を伝えたりできるようにする。

④ 全校で実施

## (4) 子供からの訴えを確実に受け止める体制の構築

### 現状と課題

【図表 19】 いじめを受けたときの相談の状況



平成 24・25 年度「いじめ問題に関する 9,400 人を対象としたアンケート」東京都教育委員会  
令和 2 年度「いじめ防止等の対策を推進する研究」東京都教職員研修センター

【図表 20】 スクールカウンセラーの全員面接

#### ■ 全員面接を実施している学年

対象学年のみで実施	88.9%
対象学年以外でも実施	11.1%

#### ■ 実施時期

4月～5月中に実施	12.4%
5月～6月中に実施	26.8%
夏季休業日前までに実施	44.4%
夏季休業日後までに実施	16.4%

令和元年度「スクールカウンセラー活用事業報告」東京都教育委員会

- 【図表 19】 の調査結果から、半数以上の子供がいじめを受けた経験があり、そのうち、誰にも相談していない子供が 40% 近くいること、相談したと回答した子供の中で学級担任に相談した子供は、38% にとどまっていること、いじめに関わりをもちたくないと思っている子供が 82% に上ることなどが明らかとなった。いじめ防止対策推進法制定前の平成 24 年度と、その 8 年後の令和 2 年度を比較すると、「いじめられた経験がある」と回答する子供の割合が 11 ポイント減少するとともに、「いじめを受けたときに誰かに相談した」と回答する子供の割合が 8 ポイント増加している。
- 【図表 20】 の調査結果から、平成 26 年度から、全ての小・中・高等学校で実施しているスクールカウンセラーによる全員面接（対象：小学校 5 年生、中学校 1 年生、高等学校 1 年生）において、約 1 割の学校が、対象学年以外でも実施していることが分かる。また、8 割以上の学校が夏季休業日前までに実施している。
- 子供の間で行われるいじめを、学校が確実に把握するためには、被害の子供や周囲の子供が、できる限り早期にいじめの事実を教職員に伝えることができる環境を作ることが、極めて重要である。
- 学校は、スクールカウンセラーを含む全ての教職員による学校教育相談体制を確立していかなければならない。

## 具体的な取組

### ア 学校教育相談体制の構築と子供や保護者への周知

スクールカウンセラーからの助言等を通して、全ての教職員が教育相談の技能を身に付け、子供の悩みや不安に対して、適切に相談に応じられるようにする。そして、学校は子供や保護者に、いつでも全ての教職員が相談に応じられることを繰り返し伝える。

また、スクールカウンセラーへの相談申込みの方法を、子供たちに周知・徹底する。

さらに、相談内容については、秘密を守って対応することを伝える。特に、思春期の子供にあっては、相談したことを他の子供には知られたくないという気持ちが強いことを考慮し、日頃から「教職員への相談については秘密を守る」ことを明確にする。実際の相談内容について、教職員間で適切に情報を共有し、相談者が学校に対して不信感をもつことのないよう配慮して対応する。

上記の相談体制、方法等について、学校内に、分かりやすく掲示しておく。

#### 【いじめ防止対策推進法】

第16条第3項 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

第4項 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

#### ① 法による義務規定

### イ 定期的な「いじめ発見のためのアンケート」の実施、分析、保存

いじめやいじめの疑いのある状況を認知するための重要な参考資料の一つとするため、全ての学校で年間3回以上、子供を対象にアンケートを実施する。

具体的な実施方法や質問項目は、子供の実態（発達段階、教職員との関係、学級や学年等における人間関係、いじめに対する意識や主体的な取組の状況等）を踏まえ、学校や学年ごとに、最も効果的な方法を検討して、実施する。

都立学校においては、当該アンケートの保存期間を、**実施年度の末から3年間**（「都立学校共通事案に係る文書等保存期間表」の「その他生活指導に関する資料」に該当）とする。また、区市町村教育委員会は、当該区市町村の「文書管理規則」等に基づき、管下の学校におけるアンケートの実施後の保存期間を定める。

なお、アンケート用紙は、いじめにつながる記載が全く見られない場合でも、後日、学校がいじめを認知していたかを保護者に説明する際などに、重要な資料となり得ることから、必ず保管しておく。

⇒95ページ参照

#### 【いじめ防止対策推進法】

第16条第1項 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### ① 法による義務規定



## ● アンケート有効活用の視点と具体例

	アンケート有効活用の視点	具体例	留意事項
1	実施の意義と限界の理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子供が教職員に直接訴えられるようにする環境づくりが最も大切であることを前提としながら、あくまでもいじめ把握の手だての一つとしてアンケートを実施する。</li> <li>○ 教室で行うアンケートでは、担任には知られたくないなどの心理が働く子供もいることを、十分に理解した上で実施する。</li> <li>○ 記名式アンケートに何かを記載してきた子供がいた場合、教員は、その子供への対応に終始しがちである。むしろアンケートに書くことができずに悩んでいる子供の中に、深刻な事例があるかもしれないと捉え、全体に対する丁寧な観察を欠かさないようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ アンケートの実施のみをもって、確実にいじめを把握できるものではないことを理解する。</li> <li>◆ 教職員の子供の変化等への気付きから、いじめを発見することが最も大切である。</li> <li>◆ 記載がなければ、いじめはないと考えてはならないことに留意する。</li> </ul>
2	教職員の共通理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「学校いじめ対策委員会」で、アンケートの実施方法やその後の対応等について、十分に検討して、全教職員の共通理解の下に実施する。</li> <li>○ アンケートを実施した後、その結果について、「対策委員会」等で教員やスクールカウンセラーが、実態把握や対応の在り方を協議する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ アンケート結果に基づく対応等については、経緯及びてん末を記録し、適切に保存する。</li> </ul>
3	子供の意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小さいいじめの芽を把握するために、何がいじめに当たるのかを子供にしっかりと指導し、考えさせてからアンケートを実施する。</li> <li>○ 子供が真剣に取り組めるようにするために、発達の段階を考慮し、アンケートの趣旨について指導してから実施する。</li> <li>○ アンケートは、いじめを受けている子供を守り抜くために行うことを、実施前に子供たちに明確に伝える。</li> <li>○ アンケートに記載した場合には、学校は記載した子供の気持ちを踏まえて丁寧に対応することを、事前に伝えるなどして、子供が安心して、いじめ等の事実を記載できるようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ アンケートが、教員の都合で実施されているという印象を、子供に与えてはならない。アンケートを実施するに当たっての、環境づくりが大切である。</li> </ul>
4	質問項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 質問項目は、「何か困っていることはありませんか。」「(困っていることがある場合は、)誰に相談したいですか。」「(相談したい相手を記入した場合には、)よかったら、連絡先(氏名等を含む)を書いてください。」などとし、子供にとって抵抗のないものに工夫する。</li> <li>○ 「友達のこと、見たり聞いたりしたことがあれば書いてください」等の項目を設定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ その時には書けなくても、後日、自分や友達の状況について、教職員に相談に来られるような工夫が必要である。</li> </ul>

### 【アンケート実施に際しての配慮（記名式、無記名式のメリット、デメリット等）】

- 記名式と無記名式とは、それぞれに長所と短所がある。学校や学年の実態によって、方法が異なることもあり得るので、どちらがよいかを一律に論じることはできない。
- 子供からいじめの実態を聴き取ることを目的とするのであれば、無記名で実施し、教員から、「名前を書きたい場合は書いてもよい」と補足するなどの方法も考えられる。
- 子供が正直にアンケートに記載することができるようにするために、例えば、家に持ち帰って、後日封筒等に入れて提出する方法なども考えられる。

## ウ スクールカウンセラーによる全員面接（小学校5年、中学校1年、高等学校1年対象）

子供が躊躇<sup>ちゅうちよ</sup>することなく、スクールカウンセラーに相談できる環境を作るため、いじめの認知件数が増加する傾向にある小学校5年生、中学校1年生、高等学校1年生を対象に、年度当初に、スクールカウンセラーによる全員面接を実施する。

全員面接が効率的かつ効果的に実施されるよう、事前に子供に対してアンケートを実施し、その記載を確認しながら面接を行うなどの工夫について、学校の実態に応じて、スクールカウンセラーを含む「学校いじめ対策委員会」で実施方法を協議する。

教職員は、全員面接の事前や事後の指導を通して、子供が、いじめを含め悩みや不安がある場合に、いつでも「スクールカウンセラーに相談しよう」と思えるよう、意識の啓発を図る。

⇒104～107ページ参照

Q

限られた時間の中で、全員面接を更に意義あるものにするには、どのような工夫が考えられますか。

A

全員面接実施前に、対象の児童・生徒全体に向けて、スクールカウンセラーから自己紹介を行うとともに、直接メッセージを伝えることで、児童・生徒の「相談すること」に対する抵抗感を和らげることができます。

また、事前に学習や生活の様子、家庭環境、性格傾向、発達上の課題等について、対象学年の担任とスクールカウンセラーで情報共有することにより、面接の際のポイントが明確になり、実施効果を高めることが期待できます。

児童・生徒が抱えやすい悩みをリストアップしてアンケート等に示し、選択させることで、児童・生徒が自分から全てを説明しなくてもよいように工夫を行っている学校もあります。

全員面接をグループ形式で実施する場合も、事前アンケートの回答から意図的にグループを構成し、共通の話題の中で悩みを話しやすい雰囲気づくりを行ったり、気になる様子が見られた児童・生徒については、グループ面接後に個別で話を聞くなどの対応を行ったりすることも大切です。

Q

スクールカウンセラーによる全員面接は、平成26年度から全ての小・中・高等学校で実施していますが、どのような成果がありますか。

A

年度当初の早い段階で、児童・生徒とスクールカウンセラーとの間で、「顔の見える関係」ができることにより、いざというときに相談しやすくなる、継続的な相談につながるといったケースが多く挙がっています。また、全員面接をきっかけとして、教員とスクールカウンセラーが連携して子供の支援に当たるという体制が構築され、学校全体の教育相談体制の強化につながっているという報告も多くあります。

④ 全校で実施（特別支援学校を除く。）

## エ いじめ相談ポスト、学校いじめ相談メール等の取組

子供たちや保護者が、ほかの人に知られないように、教職員に相談できるようにするため、「いじめ相談ポスト」を設置したり、「学校いじめ相談メール」を開設したりする。

また、学校ホームページから電子メールにより相談できるようにするなど、学校ごとに多様な方法により相談の受付を的確に行う。

⑥ 各学校で工夫・改善

## オ 「教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン」の周知と「いじめ防止カード」の活用

東京都教育相談センターが設置している 24 時間対応の「教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン※15」の電話番号が記載された「いじめ防止カード※16」を子供たちに配布する。その際に、教職員は、「いじめのことで悩んでいたら誰でもいつでもどこからでもここに無料で電話することができる」ことを的確に伝える。

また、同カードに記載されている『「いじめゼロ！」あなたからはじめよう！』を活用し、「いじめられそうになったら」、「もしいじめられたら」、「誰かがいじめられているのを見たら」、「あなたが誰かをいじめているとしたら」のそれぞれの場面ごとに、自分はそのように対処すればよいかを指導したり、考えさせたりする。 ⇒103ページ参照

### 【いじめ防止対策推進法】

第16条第2項 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

④ 全校で実施

## カ 定期的な「外部相談機関の連絡先」の周知

東京都教育委員会が区市町村教育委員会と連携して作成している「外部相談窓口の周知のためのチラシ」を、長期休業日前の年間3回、全ての子供たちに配布するとともに、配布する際には、教職員が、いじめなどの悩みや不安など学校には相談しづらいことについては、多様な外部の相談窓口で相談に応じていることを伝える。 ⇒103ページ参照

④ 全校で実施

## キ 「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」ホームページ・アプリケーションによる相談先へのアクセス

コンピュータを使って行う学習を通して、平成28年度に東京都教育委員会が開発したホームページ・アプリケーション「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」を活用して、いじめを受けたとき、見たり聞いたりしたときなどに、外部の相談機関に相談することの大切さについて指導する。

また、発達段階に応じ、携行しているスマートフォン等で、このアプリケーションから「東京都いじめ相談ホットライン」に、いつでも無料で電話が掛けられることを周知する。

⇒34・102ページ参照

⑤ 各学校で充実・推進

※15 教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン 東京都教育相談センターが、年間を通じ24時間体制で、いじめに悩む子供やその保護者等からの相談に応じる専用回線。平成28年4月からフリーダイヤル化された。

※16 「いじめ防止カード」 東京都教育委員会が、毎年度、全公立学校の子供等に配布。いじめ問題の解決のために自分がどのように行動すればよいかに加え、「教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン」の電話番号を記載している。

## (5) 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報

### 現状と課題

【図表 21】いじめ発見のきっかけとしての保護者、地域住民、関係機関等の役割

■ 東京都公立学校におけるいじめ発見のきっかけ (件数及びいじめの認知件数全体に対する割合)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
保護者（本人の保護者を除く。）からの情報	385 件 (0.7%)	98 件 (1.4%)	3 件 (2.0%)	0 件 (0%)	486 件 (0.8%)
地域住民からの情報	13 件 (0.02%)	5 件 (0.1%)	0 件 (0%)	0 件 (0%)	18 件 (0.03%)
学校以外の関係機関（相談機関を含む。）からの情報	50 件 (0.1%)	9 件 (0.1%)	1 件 (0.7%)	0 件 (0%)	60 件 (0.1%)

令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省

- 【図表 21】の調査結果から、被害の子供の保護者を除くほかの子供の保護者や、地域住民、関係機関等からの訴えにより、いじめ発見につながった事例は極めて少ないことが明らかとなっている。
- 学校は、保護者、地域、警察及び福祉等の関係機関との信頼関係に基づき、多角的な視点から、いじめの実態やいじめにつながりかねない子供たちの状況等について、日常的に情報を共有できる体制を構築しておくことが重要である。
- 今後とも、学校は、保護者、地域、関係機関等の職員等に対して、いじめを含めて、子供たちの様子で気になることがあったら、どんな小さなことでも遠慮せずに学校まで通報してもらえるよう依頼していく。

#### 【いじめ防止対策推進法】

第 8 条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

第 23 条第 1 項 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

## 具体的な取組

### ア 保護者相談、面談、家庭訪問等の実施

保護者が、いじめを含む子供の問題等について、学級担任をはじめとする様々な教職員に対して、いつでも誰にでも相談することができるよう、学校教育相談の体制を整備するとともにその旨の周知を確実に行う。

また、学級担任等による計画的な保護者面談や家庭訪問等を通して、子供が抱えるいじめや他の問題に対して、教職員と保護者との緊密な連携の下に解消を図っていくことができるよう互いの信頼関係を構築する。

【参考】 ○ 保護者向けリーフレット『『どうしたの?』一声かけてみませんか ~子供の不安や悩みに寄り添うために~』 令和2年9月 ⇒108・109ページ参照

#### 【いじめ防止対策推進法】

第9条第4項 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

④ 全校で実施

### イ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による保護者相談の実施

全小・中・高等学校に配置しているスクールカウンセラー、区市町村等が独自に配置している教育相談員、要請に応じて都立学校に派遣するユースソーシャルワーカー※16、区市町村教育委員会が配置しているスクールソーシャルワーカー※17等が、心理や福祉の専門家として、いじめを含む子供の問題に関する保護者からの相談に応じたり、家庭を訪問して環境改善を働き掛けたりする体制を整備する。また、年度当初の保護者会等の機会に、その役割を伝えるなどして、教員以外の人材への相談方法等について周知する。

⑤ 全校で充実・推進

### ウ PTA、学校運営協議会（コミュニティスクール）委員、「学校サポートチーム」委員等からの情報提供や通報

PTA、学校運営協議会（コミュニティスクール）委員、「学校サポートチーム」委員等が、いじめを含む子供の気になる様子を見たり聞いたりした場合には、早期に学校に通報してもらえるよう、それぞれの組織等の定期的な会合の機会に、「学校いじめ防止基本方針」の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築く。

⑤ 全校で充実・推進

※16 ユースソーシャルワーカー 不登校、中途退学等の問題の解決に向け、子供や家庭が置かれている環境改善等を行う福祉や就労に関する専門家。都立学校からの要請に応じて派遣される。

※17 スクールソーシャルワーカー いじめ、不登校等の問題の解決に向け、子供や家庭が置かれている環境等を行う福祉に関する専門家。区市町村教育委員会が配置し、東京都教育委員会が経費の1/2を補助している。

## エ 地域住民（民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者等）からの情報提供や通報

地域住民（民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者等）が、いじめを含む子供の気になる様子を見たり聞いたりした場合には、速やかに学校に通報してもらえようとする。そのために、各構成員の代表が所属している「学校サポートチーム」の定期的な会議や、それぞれの定期的な会合の機会に、「学校いじめ防止基本方針」の内容を説明するなどして連携・協力体制を築く。

⇒86・87ページ参照

⑤ 全校で充実・推進

## オ 警察、児童相談所等関係機関からの情報提供

警察・児童相談所等、子供の校外での行動、家庭での状況に関わり、問題の解決に向けて専門的に対応する関係機関には、日常的な情報共有や、「学校サポートチーム」の定期的な会議の機会に、情報の提供を依頼するなどして緊密な連携・協力体制を築く。

特に、いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、「警察と学校との相互連絡制度※18」及び「警視庁と東京都教育庁の連絡会議申合せ事項※19」に基づき、直ちに情報を共有し、連携して対応することができるようにする。⇒114・115ページ参照

⑤ 全校で充実・推進

## カ 児童館、学童クラブ、放課後子供教室職員からの情報提供や通報

放課後における子供（関係小学生）の様子について把握するため、教職員は、児童館、学童クラブ、放課後子供教室を定期的に訪問する。そして、当該施設の職員と日常的に情報を共有し合うとともに、年度初めに「学校いじめ防止基本方針」の内容を説明する。

また、子供の活動の中で、いじめが疑われる場合は直ちに学校に連絡してもらうよう依頼する。

⑤ 全校で充実・推進（小学校のみ）

※18 警察と学校との相互連絡制度 警察と学校が連携を強化し、子供の健全育成を効果的に推進するため、相互に情報を提供する内容を定めた制度で、平成16年4月に、警視庁と東京都教育委員会が締結し、その後、所轄警察署と区市町村教育委員会が締結

※19 警視庁と東京都教育庁の連絡会議申合せ事項 上記連絡制度の実効性を高めるために、警視庁と東京都教育庁が定期的な連絡会議を開催し、その時点での課題を踏まえた重点連携対策等を明確にしたもの

## キ 学校非公式サイト等の監視による情報への対応

東京都教育委員会が関係機関と連携して実施している「学校非公式サイト等の監視※20」や法務局から、インターネットを通じて行われるいじめに関する情報の提供があり、関係する学校が、東京都教育委員会からその情報を受け取った場合は、直ちに該当すると思われる子供の状況を確認するなどしていじめの早期発見に努める。

### 【いじめ防止対策推進法】

第19条第2項 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

### ② 法による充実・推進規程

※20 学校非公式サイト等の監視 東京都教育委員会が、関係機関と連携して実施している事業で、インターネット上への不適切な書き込みやいじめ等に関わると想定される書き込みが発見された場合は、その内容について連絡を受ける制度。監視結果については、緊急に対応するものがあるもの、学校ですぐに指導する必要があるものなど、書き込み内容の緊急性に応じて、110番通報や都立学校及び区市町村教育委員会等への情報提供を行う。学校においては、この情報に基づき、子供への指導や保護者への注意喚起を行っている。

## (1) 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底

## 現状と課題

【図表 22】いじめに対する組織的対応の状況

- 定期的に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした（東京都内全公立学校に対する「実施している」と回答した学校の割合）。

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
98.7%	99.0%	90.3%	95.4%	97.8%

令和元年度「ふれあい（いじめ防止強化）月間におけるいじめに関する調査」東京都教育委員会

【図表 23】いじめへの対応に関する情報共有の状況

- いじめの事案について、児童・生徒の実態や指導の経過等の情報が、定められた様式の「記録ファイル」により、パソコンの共有フォルダに保存されるなど全教職員で共有できるようになっている（東京都内全公立学校に対する「実施している」と回答した学校の割合）。

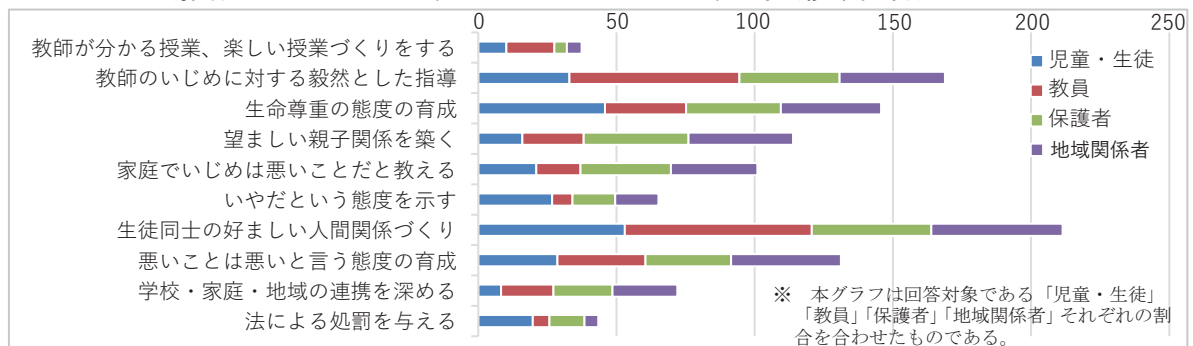
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
平成 28 年度	61.8%	73.5%	34.2%	55.6%	62.0%
令和元年度	92.4%	96.8%	76.4%	87.7%	91.8%

平成 28 年度「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」東京都教育委員会

令和元年度「ふれあい（いじめ防止強化）月間におけるいじめに関する調査」東京都教育委員会

【図表 24】いじめの解消に向けて大切なこと

- いじめの解消についてどのようなことが大切だと思うか。（複数回答）



令和 2 年度「いじめ防止等の対策を推進する研究」東京都教職員研修センター

- 【図表 22】の調査結果からは、多くの学校で、各いじめの事案について、「学校いじめ対策委員会」が対応方針を協議していることが分かる。
- 【図表 23】の調査では、約 9 割の学校が、記録の保管と全教職員による情報共有を行っているという回答している。平成 28 年度と令和元年度を比較すると、全体として約 30 ポイント増加しており、学校の取組が推進されていることがうかがえる。
- 【図表 24】の調査では、いじめの解消に向けて大切なこととして、児童・生徒、教員、保護者、地域関係者、共通して回答した割合の一番高い項目は、「生徒同士の好ましい人間関係（子供同士がお互いを大切にしようとする）こと」である。



**【いじめ防止対策推進法】**

第 23 条第 3 項 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

- 「学校いじめ対策委員会」により認知されたいじめの解決に当たっては、学級担任等が一人で抱え込んで対応することなく、学校が組織として対応することが強く求められている。
- いじめの解消に向けての対応の経過については、学校で定められた方法で記録を残し、全ての教職員が確認できるようにしておくことが大切である。

**具体的な取組****ア 教職員からの報告を受けての対応方針の決定**

教職員から報告を受けて「学校いじめ対策委員会」が認知したいじめに対しては、この対策委員会が具体的な対応の在り方等について協議し、校長が決定する。

「学校いじめ対策委員会」は、被害の子供が感じている心身の苦痛の程度や、加害の子供が行ったいじめの行為の重大性等に鑑み、状況を多面的に検証しながら協議を行い、対応方針を決定する。

教職員は、協議結果を踏まえて、組織的にいじめの解消に向けた対応を行う。

なお、行為の軽重や緊急性によっては、学級担任等がその場で対応したり、直接校長の指示の下に対応したりすることも想定される。その場合は、必ず事後に「学校いじめ対策委員会」に報告する。

④ 全校で実施

**イ 対応経過と改善の進捗状況の確認、対応者への助言**

「学校いじめ対策委員会」の決定した方針に基づき、学級担任等が、いじめの事例について子供や保護者等に対応を行った場合は、その経過や改善の進捗状況等について、逐一「学校いじめ対策委員会」に報告し、次の対応等について助言を受ける。

報告は、状況に応じて、「学校いじめ対策委員会」の会議を招集する、パソコンの共有フォルダにデータを保存するなど、効率的な方法で行うことができるようにする。

また、「学校いじめ対策委員会」は、対応する教員の経験年数等を考慮して、きめ細かな助言を行うとともに、若手教員と学年主任と一緒に子供からの聴き取りや子供への指導に当たるなど、複数での対応に心掛ける。

特に、学級担任等が、被害の子供や加害の子供の保護者に対して、いじめの事実、学校としての対応方針、対応の経過等を伝える際には、学校への信頼が失われることなく理解と協力が得られるようにする。そのために、「学校いじめ対策委員会」が、事前に十分な助言を行うとともに、必要に応じて複数の教職員で対応を行う。

④ 全校で実施

## ウ 対応記録のファイリング

いじめ問題の対応経過については、全ての事例について、「学校いじめ対策委員会」が定めた共通の様式等に従って記録を残し、全ての教職員が確認できる方法で保管する。

被害の子供や加害の子供の保護者等に、学校としての対応経過を正確に説明できるようにする。その際の記録は、「いつ、どこで、だれが、誰に対して、どのように対応したか、子供はどのように話したか」など、いわゆる5W1Hが明確になるような様式を定める。

④ 全校で実施

## エ 解消の確認

いじめへの対応に当たっては、「仲直りした」、「謝罪が済んだ」、「楽しそうに会話する姿が見られるようになった」など、表面的かつ安易な判断により、いじめが解消したとして、被害の子供への対応を終えてしまうことがあってはならない。当該の子供の様子や心情を確実に把握し、安心して生活を送ることができるようになるまで支援を継続する。

なお、いじめが解消されたかどうかについては、教職員個人が行うのではなく、以下に示す2つの条件が満たされていることを含め、「学校いじめ対策委員会」が子供の状況等を総合的に検討した上で、校長が判断する。

【いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定〔最終改定 平成29年3月14日〕）】

（4）学校におけるいじめの防止等に関する措置 iii）いじめに対する措置

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

④ 全校で実施

## (2) 被害の子供が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応例

### 現状と課題

【図表 25】被害の子供の相談状況

■ 学級担任に相談

(東京都公立学校におけるいじめの認知件数全体に対する、該当件数の割合[複数回答])

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
平成 27 年度	77.5%	79.2%	69.6%	81.8%	78.2%
令和元年度	91.6%	78.1%	59.2%	97.3%	90.1%

平成 27 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省

令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省

- 【図表 25】の調査結果から、学校が認知したいじめに関して、いじめられた子供が学級担任に相談した件数の割合は、平成 27 年度と令和元年度を比較すると、約 12 ポイント増加している。被害の子供の支援に当たっては、学級担任が果たす役割が極めて大きいことを、改めて確認することができる。
- 学校は、いじめへの解消に向けて、被害の子供が感じている心身の苦痛の程度に応じて、子供の心情に寄り添い、組織的に対応することが重要である。

#### 【いじめ防止対策推進法】

第 23 条第 3 項 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

- 学級担任が、いじめへの対応を一人で抱え込むことのないようにするためには、「学校いじめ対策委員会」が、方針を協議、決定する。また、同委員会のメンバーが、随時学級担任に助言しながら、組織的対応を行うようにすることが欠かせない。

### 具体的な取組

#### ア 一時的に不快を感じる場合、けががない場合等の対応例

#### イ 継続的な不快や不安を感じる場合、保健室で処置する程度のけがを負った場合等の対応例

#### ウ 登校や教室への入室を渋る様子が見られる場合、医療機関で 1 回治療を受ける程度のけがを負った場合等の対応例

それぞれの類型に応じて、被害の子供の心情に寄り添って適切に対応し、安心して学校に通えるようになるまで、確実に支援を行う（参照：60ページ）。

保護者に対しては、たとえどんなに軽微な事例でも、被害の子供が心身の苦痛を受けたと思われる事案については、必ず連絡をし、学校としての対応方針、対応経過等を丁寧に伝える。

### (3) 加害の子供の行為の重大性の程度に応じた指導例

#### 現状と課題

【図表 26】 加害の子供への特別な対応

■ 別室指導

(東京都公立学校におけるいじめの認知件数全体に対する、該当件数の割合[複数回答])

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
8.7%	19.3%	36.7%	37.8%	9.9%

令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省

- 【図表 26】の調査結果からは、加害の子供への指導に当たって、場合によっては別室指導を行っている学校があることが示されている。
- いじめの行為に対しては、加害の子供が意図せずに行った言動、衝動的に行った言動、故意で行った言動などの加害の子供の自覚性や、暴力の有無など、類型に応じて適切な指導を行い、これらの行為をやめさせることが必要である(参照: 60ページ)。
- 加害の子供の指導についても、学級担任が一人で抱え込むことのないよう、「学校いじめ対策委員会」が適切に機能することが大切である。

#### 具体的な取組

ア 好意で行った言動に対する指導例

イ 意図せずに行った言動への指導例

ウ 衝動的に行った暴力を伴わない言動への指導例

エ 衝動的に行った暴力を伴う言動への指導例

オ 故意で行った暴力を伴わない言動への指導例

カ 故意で行った暴力を伴う言動への指導例

キ いじめに該当する行為が、集団で行われている場合や、継続的に行われている場合等の指導例

それぞれの類型に応じて、加害の子供の行った行為が相手の心身に苦痛を与えていること、その行為がいじめに該当することを理解させ、同様の行為を行うことのないよう、適切に指導する(参照: 60ページ)。

加害の子供への指導とその保護者への説明に当たっては、いじめは絶対に許されない行為であるとの認識を前提としながら、好意で行った言動や意図せずに行った言動が、結果的にいじめに該当する場合などには、一律に厳しい指導に終始することのないよう配慮する。

## 具体的な取組

### ◎ いじめの程度に応じた対応（例）

- 以下に示す対応は、あくまでも例であり、被害や加害の子供の状況、保護者の意向等に応じて、個別に判断する。
- 下記にかかわらず、事案によっては、重大性や緊急性等に配慮して、行為を確認した時点で教員が即対応し、事後に報告するなどの例外もあり得る。

□：被害の子供への対応例 ■：加害の子供への対応例

		加害の子供の行為の重大性の程度									
		低		高							
				衝動的に行った言動		故意で行った言動					
被害の子供が感じる心身の苦痛の程度	精神的な状況	暴力を伴う場合	好意で行った言動	意図せずに行った言動	暴力を伴わない	暴力を伴う	暴力を伴わない	暴力を伴う			
			低	一時的な不快感・落ち込み	けがなし	<input type="checkbox"/> ■ 経過観察、定期的な声掛け <input type="checkbox"/> ■ 保護者への連絡	<input type="checkbox"/> 気持ちの受容、本人の良さを伝える者への連絡 <input type="checkbox"/> ■ 人を傷つける言葉について説諭 <input type="checkbox"/> ■ 経過観察、定期的な声掛け	<input type="checkbox"/> 心のケア、保護者への連絡 <input type="checkbox"/> ■ 絶対に使っていない言葉への指導 <input type="checkbox"/> ■ 経過観察、定期的な声掛け	<input type="checkbox"/> 心のケア、SCの面接、保護者への連絡 <input type="checkbox"/> ■ 暴力は絶対に許さないことについて指導、相手への謝罪指導、保護者への連絡	<input type="checkbox"/> 経緯の聞き取り、心のケア、SCの面接、何かあったらすぐに相談するよう助言、保護者への連絡 <input type="checkbox"/> ■ 経緯の聞き取り、行為への指導、保護者への連絡	<input type="checkbox"/> 経緯の聞き取り、心のケア、SCの面接、何かあったらすぐに相談するよう助言、保護者への連絡 <input type="checkbox"/> ■ 経緯の聞き取り、反省を促すための別室指導、保護者への連絡 <input type="checkbox"/> ■ 学校サポートチーム会議の開催
			中	継続的な不快感・落ち込み	保健室で処置する程度のけが	<input type="checkbox"/> 気持ちの受容、相手の言動の意図を説明、SCの面接 <input type="checkbox"/> ■ 親切への評価、相手の気持ちの説明	<input type="checkbox"/> 家庭訪問、保護者との連携、SCの面接 <input type="checkbox"/> ■ 絶対に使っていない言葉への指導、相手への謝罪指導、保護者への連絡	<input type="checkbox"/> 家庭訪問、保護者との連携、SCによる恐怖感の解消 <input type="checkbox"/> ■ 怒りの対処法指導、保護者との連携	<input type="checkbox"/> 家庭訪問、保護者への毎日の連絡、SCとの継続的な面接 <input type="checkbox"/> ■ 複数の教員による指導、監督 <input type="checkbox"/> ■ 複数の教員による経過観察	<input type="checkbox"/> 家庭訪問、保護者への毎日の連絡、SCとの継続的な面接 <input type="checkbox"/> ■ 複数の教員による指導、監督 <input type="checkbox"/> ■ 複数の教員による経過観察	<input type="checkbox"/> 学校が守り抜くことを伝える、毎日の状況確認 <input type="checkbox"/> ■ 警察や児童相談所等との連携による厳しい指導 <input type="checkbox"/> ■ PTAとの連携、地域住民との連携
	高	登校渋り	医療機関で1回治療する程度のけが	<input type="checkbox"/> 家庭訪問、個人面談、 <input type="checkbox"/> ■ 相手の状況に応じた親切な在り方の指導、保護者への連絡	<input type="checkbox"/> SSW、家庭と子供の支援員活用 <input type="checkbox"/> ■ 相手への謝罪指導、保護者への連絡	<input type="checkbox"/> SSW、家庭と子供の支援員活用 <input type="checkbox"/> ■ 保護者との連携、外部専門家との連携	<input type="checkbox"/> SSW、家庭と子供の支援員活用 <input type="checkbox"/> ■ 医療、福祉期間等との連携	<input type="checkbox"/> SSW、家庭と子供の支援員の活用、医療・福祉機関等との連携 <input type="checkbox"/> ■ 学校サポートチーム会議の開催	<input type="checkbox"/> 毎日の安全確保、状況確認、SSW、家庭と子供の支援員の活用 <input type="checkbox"/> ■ 警察と連携した法令に基づく措置と厳格な指導 <input type="checkbox"/> ■ いじめ対策保護者会開催		
重大事態	不登校	通院が必要ない	<input type="checkbox"/> ■ いじめ防止対策推進法第28条及び第30条に基づく調査 <input type="checkbox"/> ■ 状況に応じた組織的かつ適切な対応による問題の解決 <input type="checkbox"/> ■ 再発防止策の策定、実施 ※ 重大事態かどうかの判断は、加害の子供の行為の重大性の程度によることなく、法第28条の規定に基づき、被害の子供が感じる心身の苦痛の程度や不登校の状況、被害の子供や保護者の訴え等を考慮し、学校と所管教育委員会ですぐに行う。								
入院・ひきこもり	入院が必要ない										
自殺企図	後遺症が残る										

※ SC：スクールカウンセラー SSW：スクールソーシャルワーカー

### ③ 法による必要がある場合の実施規定

## (4) 重大事態につながらないようにするための対応

### 現状と課題

【図表 27】 重大事態につながらかねない「いじめの態様」

(東京都内全公立学校で認知されたいじめのうち、重大事態につながらかねない「態様」に該当する件数及び割合 複数回答)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
ひどくぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	2,030 件 (3.5%)	224 件 (3.2%)	5 件 (3.4%)	1 件 (2.7%)	2,260 件 (3.5%)
金品をたかられる。	217 件 (0.4%)	46 件 (0.7%)	7 件 (4.8%)	1 件 (2.7%)	271 件 (0.4%)
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	2,119 件 (3.7%)	276 件 (4.0%)	8 件 (5.4%)	0 件 (0%)	2,403 件 (3.7%)
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	2,497 件 (4.3%)	310 件 (4.4%)	9 件 (6.1%)	1 件 (2.7%)	2,817 件 (4.4%)

令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省

【図表 28】 いじめを受けている時、受けていた時にどう思ったか。

(いじめられた経験があると回答した子供たちのうち、以下の回答をした子供の割合)

学校に行きたくないと思った。	25.9%
死にたいくらいつらかった。	9.6%
眠れなかった。	7.7%
体調不良になった。	6.0%

令和2年度「いじめ防止等の対策を推進する研究」東京都教職員研修センター

- 【図表 27】の調査結果から、認知されたいじめのうち、重大事態につながらかねないと推測される「いじめの態様」が、毎年度、一定の割合で報告されている。これらのいじめは、いずれも犯罪に該当する場合がある行為であり、決してあってはならない事案である。学校は、いじめの初期段階での発見、対応を徹底させることにより、これらの行為を起こさせないことが不可欠である。
- 【図表 28】は、過去にいじめを受けたことがあると回答した子供たちに、当時の気持ちを探った調査の結果である。
- 上記の結果は、教職員が考えている以上に、いじめを受けた子供が、深刻な打撃を受けていることを推測させるものとなっている。加害の子供が行った行為の外形力の大きさととらわれず、被害の子供の心身の苦痛に寄り添って、いじめの解決に全力を尽くすことが求められている。
- いじめは、どの学校でもどの子供にも起こり得るとの認識に立って、学校はいじめの早期発見、早期対応に努める。このことにより、「いじめ防止対策推進法」第 28 条第 1 項に規定される「重大事態」(参照：69ページ)に至ることなく、いじめ問題の解決を図ることが重要である。

## ア 被害の子供の安全確保と不安解消

いじめを受けている子供が、学校が対応を始めたことにより、その後は被害を受けずに済むようにする。特に、暴力を伴ういじめを受けていた場合は、授業中や休み時間に、複数の教職員が目を離さずに観察を行ったり、子供や保護者の意向を踏まえ、必要に応じて、登下校時に教職員等が付き添ったりして、確実に安全を確保する。

加害の子供が、教職員がいじめへの対応を行っていると感じたことにより、暴力などの行為をエスカレートさせることもあることに留意し、被害の子供に寄り添い、教職員全体で断固として、被害の子供を守り抜く姿勢を明確にする。

また、いじめを受けたことによる心理的ストレスや不安を解消するため、保護者との共通理解の下に、スクールカウンセラーとの面談等により、心のケアを行う。

なお、暴力を伴わないいじめについては、被害の子供が感じている精神的苦痛に応じて対応を行う。その際、加害の子供の行為が、必ずしも重大性が高いとは限らないことに配慮し、加害の子供に対して、一律に厳格な指導を行うような一面的な対応に終わることのないようにする。

④ 全校で実施

## イ 加害の子供に対する組織的・計画的な指導及び観察

暴力を伴ういじめや重大性の高いいじめについては、加害の子供に対して、いじめをやめさせ再発を防止するため、「学校いじめ対策委員会」が、長期的な視点からの対応方針を定め、教職員による単発的な指導にとどまらない組織的・継続的な指導を行う。

その際、状況に応じて、スクールカウンセラーが加害の子供の話を聴き、発達の課題や家庭の環境等を含め、いじめの行為を行う背景に配慮しながら、指導の充実を図る。

また、加害の子供の保護者と連携して、家庭での指導を依頼する。保護者が、自分の子供の指導に悩んだり、指導することが困難になったりしている場合などには、保護者に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、心理的な面や福祉的な面からの支援を行う。

なお、暴力を伴わない言動や重大性の低い行為に対して、被害の子供が精神的な苦痛を感じている場合は、加害の子供に、相手が苦痛を感じていることを理解させた上で、適切な相手との関わり方について考えさせるなど、行為の内容や状況を踏まえた指導を行う。

その際、加害の子供の保護者には、学校に対して不信感を生じさせないように、事前に指導方針を丁寧に説明するなどして、十分に理解を得る。

④ 全校で実施

## ウ 被害及び加害の子供の保護者の理解に基づく対応

いじめが、力の強い者から弱い者への一方的な行為に限定されないことや、過去に被害と加害の子供が逆の状況があったことなどから、被害の子供の保護者と加害の子供の保護者の思いにずれが生じ、スムーズな対応に至らないことがある。これを避けるため、学校は、子供への対応に先立って、双方の保護者に対して「学校いじめ防止基本方針」の趣旨を丁寧に説明するとともに、互いに安心して学校生活を送ることができるようにすることを目指して、組織的に対応していくことについて理解を得る。

その際、加害の子供や保護者が、被害の子供や保護者に表面的に謝罪して、解決を図らせるような一面的な対応をしない。可能な限り、学級担任や「学校いじめ対策委員会」のメンバーである教職員と双方の保護者が、正確な事実に基づき、互いの子供にとって最良の解決方法を協議するなどの機会を早期に設定することが重要である。

### 【いじめ防止対策推進法】

第 23 条第 5 項 学校は、当該学校の教職員が第 3 項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

### ① 法による義務規定

## エ いじめ対策保護者会、PTA 役員会、学校運営協議会（コミュニティスクール委員会）、「学校サポートチーム」会議等の開催、支援の依頼

いじめ問題の解決に向けて、保護者との連携・協力体制を築くため、早期にいじめ対策保護者会を開催し、可能な限り、学級等のいじめの現状を説明する。また、いじめの重篤化を防止するため、学級や学年の子供が保護者との話し合いを通して、いじめを自分たちの問題として受け止めることができるように依頼する。

PTA 役員や地域住民等が被害・加害の子供の保護者に働き掛けることが効果的な場合には、PTA 役員を招集したり、学校運営協議会（コミュニティスクール委員会）を開催したりして、協力を依頼する。

さらに、被害の子供や加害の子供に対して、専門的な支援や指導が必要な場合は、速やかに「学校サポートチーム」の臨時会議を開催し、対応策を協議する。会議の運営に当たっては、個々の子供に対して、どの機関がどのように支援したり指導したりしていくか、具体的な方策を決定できるようにする。

【参考】 ○ リーフレット「学校サポートチームによる健全育成の推進について」 令和 3 年 1 月  
⇒112・113ページ参照

### ⑧ 必要に応じて実施・例示



## オ 地域住民（民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者等）による声掛け、見守り等

社会全体でいじめ問題の解決を図る視点から、必要に応じて、民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者など、広く地域住民と情報を共有するとともに、登下校時の子供の見守りなどを依頼する。

こうした取組を通して、子供たちが、多くの地域の大人に見守られていることを実感することにより、安心感をもって生活できるようにする。また、いじめなどの反社会的な行為をしてはいけないという意識をもてるように指導する。

⑧ 必要に応じて実施・例示

## カ 警察、児童相談所等の関係機関と連携した対応

暴力を伴ういじめなど、犯罪行為として取り扱われるべきであると考えられる事例については、教職員が、所轄警察署や児童相談所等と適切に連携し、加害の子供に対して、毅然とした態度で指導を行う。 ⇒116ページ参照

特に、学校で指導を行っているにもかかわらず、加害の子供の反省が見られない場合など、被害の子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると考えられる事例については、ためらうことなく直ちに、所轄警察署に通報し、援助を求める。

なお、学校は、日常から、いじめの行為を含めどのような行為が確認された場合に、警察や児童相談所に通報するか、基準を明確にしておき、被害が拡大する前に、適切な対応が行われるようにする。

### 【いじめ防止対策推進法】

第23条第6項 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

③ 法による必要がある場合の実施規定

## キ 児童館、学童クラブ、放課後子供教室職員による声掛け、見守り等

小学校において、被害の子供や加害の子供が、児童館に通っていたり、学童クラブや放課後子供教室に在籍したりしている場合には、それぞれの組織の職員に、学校で確認したいじめの実態を伝え、該当する子供の様子を見守りを依頼する。

子供に気になる様子が見られた場合は、当該組織の職員が、声掛けをしたり、学校の教職員に報告したりして、複層的に被害の子供を守り抜く体制を構築する。

### ⑧ 必要に応じて実施・例示

## ク インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットを通じて、<sup>ひぼう</sup>誹謗中傷などが行われていることが確認された場合は、<sup>ひぼう</sup>誹謗中傷された子供が、その事実に気付いているか否かにかかわらず、書き込みを行った子供に対して直ちに指導を行い、被害の子供の保護者と連携して、通信の手段に応じて、その内容の拡散防止と削除の徹底を図る。

同時に、被害の子供の心のケアを行うとともに、当該の子供の意向を踏まえて、保護者と十分に連携しながら、加害の子供との関わりの修復等を支援する。

特に、SNSを通じて行われているいじめに該当する行為が明らかになった場合は、グループの子供全員に対して、不適切な通信内容について指導するとともに、被害の子供の精神的苦痛を理解させ、どのように関係を修復するかなどを話し合わせたり、助言したりする。

### 【いじめ防止対策推進法】

第19条第1項 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

第3項 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4条第1項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

### ① 法による義務規定

## ● インターネットを通じて行われるいじめへの対応の視点と具体例

- 以下の示す視点には、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」の視点が、包括されている。

	インターネットを通じて行われるいじめへの対応の視点	具体例	留意事項
1	インターネットを通じて行われるいじめの実態と特徴の理解	○ インターネットを通じて行われるコミュニケーションは、情報モラルが身に付いていないと、いじめの気持ちがなくとも、いじめになってしまうことがあることに留意する。	◆ インターネットを通じたいじめは、広がるスピードが速いこと、24時間発生すること、広がりがあることなどの特徴があることを理解させる。
2	インターネットを通じて行われるいじめの実態と特徴の理解	○ かつては、いじめが家の中で発生するということとはなかったが、インターネットによって、学校が休みの日や、夜までいじめが起り得ることに留意する。 ○ SNS等は、仲間同士で通信しているため、いじめが行われていても、大人はなかなか見抜けない。子供は、仲間を失いたくないという意識が強いので、大人に相談することは難しい現実があることを理解して対応する。	◆ SNS等によるいじめは、いじめている側が、あまり悪いことをしていると思っていないことが問題であり、周囲に気を遣ってやむを得ず参加している子供に思いが至らないことが多いことを理解させる。
3	情報モラルの指導	○ 今後、子供たちが、一人一台端末を用いてインターネットを積極的に活用することを踏まえ、インターネット等のメリットやデメリットについて、早いうちから指導していくとともに、保護者への啓発を図る。 ○ 子供が、被害者にも加害者にもならないよう、情報モラルについて、できるだけ早くから指導していく。使わせないという指導ではなく、適切な活用法を指導する。 ○ SNS等でのコミュニケーションも日常生活と同様に、向こう側に人がいることを意識させることが重要であり、人の嫌がることを言ったり書いたりしないこと、自分が書いた内容について、迷惑に感じたり、嫌な思いをする人がいないか考えてから相手に送ることなど、自分の言葉に責任をもたせる指導を徹底する。	◆ 発達段階に応じて、小学校低学年段階から高等学校段階に至るまで、計画的に情報モラルに関する指導を行う。

## (5) 所管教育委員会への報告及び所管教育委員会による支援

### 現状と課題

#### 【図表 29】 いじめられた子供への特別な対応

- 当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した件数の割合  
(東京都公立学校で認知されたいじめの件数全体に対する該当する件数の割合)

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
0.8%	3.0%	10.2%	2.7%	1.0%

令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省

- 【図表 29】の調査結果からは、いじめられた子供に対して学校が教育委員会と連携して対応した事案は、一部にとどまっていることが分かる。
- いじめ防止対策推進法では、学校において、子供がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、事実確認を行うとともに、その結果を所管教育委員会に報告することが義務付けられている。

#### 【いじめ防止対策推進法】

第 23 条第 1 項 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

第 2 項 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

- また、上記により報告を受けた教育委員会は、学校に対して、必要な支援を行った、必要な措置を講ずることを指示したり、必要な調査を行うことが規定されている。

#### 【いじめ防止対策推進法】

第 24 条 学校の設置者は、前条第 2 項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

- いじめには、様々な態様や類型があることから、必ずしも教育委員会と連携して対応した件数が多いことを求めるものではない。しかしながら、いじめ防止対策推進法の趣旨の一つは、学校、教育委員会、地方公共団体の長による重層的な責任体制を構築することにある。これを踏まえ、学校は、教育委員会と緊密な連携により、いじめ問題の解決を図ろうとする意識をもつことが大切である。

## ア 重大性、緊急性に応じたいじめ認知時の報告

いじめ防止対策推進法では、学校において、子供がいじめを受けていると思われるときは、速やかに事実を確認するとともに、その結果を所管教育委員会に報告することが義務付けられている。

学校は、所管教育委員会が定めた様式や方法に従い、いじめの発生を迅速に報告しなければならない。

一方で、「いじめ」の定義は、極めて広範であることから、子供の日常の中で生じる全てのいじめについて、詳細な実態や対応経過を報告していくことは、現実的に困難であると推測される。報告のための文書作成に時間がとられることにより、軽微ないじめの認知を妨げるようなことがあっては本末転倒である。

学校と教育委員会との間で、いじめの重大性や緊急性の度合いに応じて、例えば、件数のみを表に記入して報告する様式と、個人名を含めたいじめの状況や対応経過を報告する様式とを使い分けるなどの工夫もあり得る。

学校として、どんな軽微ないじめも見逃さずに認知し対応することと、必要に応じて、教育委員会に支援を求めることができるよう適切に報告することを、両立させることが大切である。

① 法による義務規定

## イ 重大性、緊急性に応じた教育委員会からの支援

学校は、被害の子供の受けた心身の苦痛の状況、加害の子供の行為の重大性、いじめに至ったと思われる背景、それぞれの保護者の認識等に鑑み、教育委員会に助言を求めたり、心理職、スクールソーシャルワーカー等福祉分野の専門家、指導主事等の派遣による支援を要請したりして、いじめの被害が深刻化することを防止する。

また、所管教育委員会からも、学校に対し、人材の派遣等について積極的に指導・助言を行う。

③ 法による必要がある場合の実施規定

## (1) 重大事態発生の判断

## 現状と課題

- 学校の組織的対応にもかかわらず、重大事態に至ってしまう事例が起こり得る。重大事態の発生が確認された時点で、「いじめ防止対策推進法」の規定により、当該事態の対処に係る責任は、学校のみならず、所管教育委員会や地方公共団体の長にまで及ぶことを十分に理解することが必要である。特に、学校の管理職は、迅速かつ正確に、事態発生の経緯を教育委員会に報告しなければならない。
- そのためには、全ての教職員が、日頃から、法に規定されている「重大事態」の定義を正しく理解していることが求められる。その上で、万が一、重大事態が発生した場合には、教職員が一丸となって、事実を明らかにしようとする意識を共有するとともに、問題解決のために全力を尽くして対処に当たることが必要である。

## 【いじめ防止対策推進法】

- 第 28 条第 1 項 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

## 【いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定〔最終改定平成 29 年 3 月 14 日〕）】

## 一 に該当する事案について

- 例えば ○ 児童生徒が自殺を企図した場合 ○ 身体に重大な傷害を負った場合  
○ 金品等に重大な被害を被った場合 ○ 精神性の疾患を発症した場合 など

## 二 に該当する事案について

不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目途とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

## 一・二 に共通すること

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

## ア 教職員による「重大事態」の定義の確実な理解

年間3回以上実施するいじめに関する校内研修のうち、**1回以上**、全教職員で、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定されている「重大事態」の定義と、この定義の解釈を示している「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容を確認し、理解を深める。

法第28条第1項の第1号に規定する「心身又は財産への重大な被害」については、下記に示す事例を参考に、いじめの行為に係る外形力の大きさや重大性の程度のみによらず、いじめの行為を受けたことにより生じた被害の子供の具体的状況に加えて、精神的苦痛の大きさ（不登校の状況を含む。）に鑑み、適切に判断する。

同第2号に規定するいわゆる「不登校重大事態」については、少しでもいじめが疑われる状況があって不登校に至った場合は、要因がほかにも考えられるとしても、重大事態の発生と捉えることが必要である。

また、子供や保護者から申立てがあった場合は、必ず重大事態が発生したものとして、報告・調査に当たることを、共通理解しておく。

調査の結果、いじめに該当する行為が確認されないこともあり得るが、調査をしないうちから、「いじめの重大事態ではない」などの結論を出すことは絶対にあってはならない。

### 【いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 文部科学省 平成29年3月】

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
  - 自殺を企図したが軽傷で済んだ。
- ② 心身に重大な被害を負った場合
  - リストカットなどの自傷行為を行った。
  - 暴行を受け、骨折した。
  - 投げ飛ばされ脳震盪となった。
  - 殴られて歯が折れた。
  - カッターで刺されそうになったが、とっさにバッグを盾にしたため刺されなかった。
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
  - 複数の生徒から金品を強要され、総額1万円を渡した。
  - スマートフォンを水に浸けられ壊された。
- ④ 精神性の疾患を発症した場合
  - 心的外傷後ストレス障害と診断された。
  - 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
  - 多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
  - わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。
- ⑤ いじめにより転学等を余儀なくされた場合
  - 欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

① 法による義務規定

## イ 所管教育委員会と校長の協議による迅速な重大事態発生判断

重大事態に係る対処は、学校の設置者である教育委員会と学校の密接な連携・協力の下に行う必要がある。このことから、校長が重大事態の発生か否かの判断に迷う時などは、教育委員会と協議の上、迅速かつ適切に判断する。

その際、校長は、これまで確認されている事実経過等の詳細について、教育委員会に情報を提供する。

① 法による義務規定

## ウ 重大事態発生への報告

重大事態の発生が確認された場合、学校は、いじめ防止対策推進法第30条第1項の規定に基づき、電話等で、直ちに所管教育委員会に、重大事態の発生を報告する。

その上で、数日以内に改めて、文書にて、教育委員会教育長宛てに、重大事態発生経緯を報告する（この時点では、いじめの有無等について確認できていなくてもよい）。

この報告書の作成に当たって、所管教育委員会は、事前に管下の学校に対して、様式を示しておき、学校は、同様式に従って作成するものとする。その際、いわゆる5W1Hを明確にして事実のみを簡潔に記載し、推測や主観を記載しない（被害の子供の保護者等に開示することが想定される文書であることを念頭に置く）。

なお、当該文書を受理した教育長は、この文書等により、教育委員会会議において、重大事態の発生を報告するとともに、速やかに、当該文書を写しとして添付した文書を、地方公共団体の長に提出する（教育長から教育委員への報告、地方公共団体の長への報告の在り方については、第一報と文書報告の2段階で行うなど、地方公共団体ごとに、基準を定めておくことが望ましい）。

### 【いじめ防止対策推進法】

第30条第1項 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

### ① 法による義務規定



## (2) 被害の子供の安全確保、不安解消のための支援

### 現状と課題

- いじめ防止対策推進法の第1条には、いじめが、「被害の子供の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える」おそれがあるものという認識に立ち、「児童等の尊厳を保持する」ために、いじめ防止の対策を推進することが、この法律の目的であると示されている。

#### 【いじめ防止対策推進法】

第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

- 学校や教育委員会は、同法第2条に規定される「いじめ」の定義のうち、重大事態に相当するようないじめについては、被害の子供の尊厳の保持という極めて大きな責務を担って、問題解決に導くことが求められていると理解しなければならない。
- 被害の生徒の不安が完全に解消され、安心して学校生活を送ることができるようになるまで、徹底した支援を行う必要がある。特に、精神的な被害は、その実態がほかの人からは把握しにくいことに留意し、「楽しそうに見える」、「元気になった」、「困難を乗り越えて、前より仲良くなった」など、表面的な状況で安易に回復したと判断することを避けなければならない。

### 具体的な取組

#### ア 学校の組織的対応による安全確保と不安解消のための支援

被害の子供が二度といじめを受けることのないよう、全教職員の総力により、登校から下校までの見守り体制を構築し、安全を確保する。

校長は、教育委員会の助言を得ながら、子供の身体への被害、財産への被害、精神的な被害の完全な回復と不安解消のために、組織的な支援を行う。

学校の指導により、加害の子供によるいじめの行為は行われなくなったとしても、被害の子供の不安が完全に解消され、安心して学校生活を送ることができるようになるまでは継続的な支援を続ける。

④ 全校で実施

## イ 保護者への対応方針及び対応経過の説明

重大事態への対処に当たっては、「いじめ防止対策推進法」に基づく調査（参照：79 ページ）の結果等の情報について、被害の子供の保護者に提供することが規定されている。学校は、この結果に加えて、当該の子供が安心して学校生活を送れるようにするための支援の方策について、保護者に説明したり意見を聴取したりして、理解を得るとともに、そうした対応の結果、どのように状況が改善されたかを、定期的に報告することが不可欠である。

④ 全校で実施

## ウ 外部人材や関係機関等と連携した支援

子供が受けた身体への被害については、医療機関等と連携し、完全に治癒するまでその状況を確認する。

財産への被害については、警察の方針を踏まえ、必要に応じて、学校又は教育委員会と加害の子供及びその保護者とが十分に協議し、適切にその回復がなされるよう努める。

精神的な被害については、その状況を的確に把握し、保護者の理解を得ながら、医療や福祉等の関係機関、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理や福祉分野の専門家と連携して支援を行う。

⑧ 必要に応じて実施・例示

## エ 教育支援センター等と連携した支援

不登校に至った子供に対しては、いじめの解消を図ることはもとより、学校復帰のための支援、学力を身に付けさせるための支援、将来の自立に向けた社会性を身に付けさせるための支援等、子供の実態に応じて長期的な視野に立った総合的な支援を行う。

その際、当面学校に通うことが困難な状況等が見られる場合には、早期に、各区市町村教育委員会が設置している教育支援センター※21 等と連携して上記の支援の実現を目指す。

⑧ 必要に応じて実施・例示

※21 教育支援センター 不登校の小・中学生の学校復帰を支援するため、区市町村教育委員会が、学校外に設置している施設。多くの施設では、教科学習、体験活動、自立に向けた対人スキルの習得などに関する指導を行っている。

### (3) 加害の子供の更生に向けた指導及び支援

#### 現状と課題

- 加害の生徒に対しては、いじめは絶対に許されないことのみならず、被害の子供の精神的な苦痛が十分に理解できるよう指導し、二度と同様の行為を行わないよう反省させる必要がある。ただし、重大事態に係る被害の子供の精神的苦痛は、必ずしも加害の子供の行為の重大性にかかわらず生じることもあるため、個々の事例の問題点を明らかにした上で、加害の子供の人権等に配慮した指導を行うことが大切である。
- また、指導に当たっては、形式的な謝罪のみに終わらせることなく、いじめを行った背景を踏まえて、外部人材や関係機関の協力を得て、自分の行為を振り返ることができるようにする。とりわけ、イライラの解消、高ぶる感情の抑制、適切な人間関係づくりなどの方策については、十分に指導や支援を行っていくことが求められる。

#### 具体的な取組

##### ア いじめの行為に対する教職員の毅然とした指導

複数の教員で適切に役割分担をしながら、加害の子供の行為に対して、毅然とした態度で、いじめは絶対に許されないことを指導する。その上で、全教職員の総力により、再び同様の行為を行うことのないよう指導体制を構築し、再発を防止する。

子供が、自分の行為を反省する態度を示すなどした場合には、どのように行動すれば、学校のみんが安心して学校生活を送ることができるようになるかを考えさせ、自己の目標を決めるなどして実践できるよう指導する。

④ 全校で実施

##### イ 保護者への説明や協力関係の構築

加害の子供に対する指導や構成に向けての支援に当たっては、保護者の理解と協力が欠かせないことから、事前に学校としての指導や対応の方針を説明し、理解を得る。

被害の保護者と加害の保護者の認識が異なり、関係が悪化したり争いが起こったりすることなどが想定される場合には、校長は、所管教育委員会の助言を受けながら、互いが面会する機会を設定し、問題の解決に向けて双方が理解し合えるよう調整を図る。

また、加害の子供の保護者が子育てに悩みを抱えている場合等には、スクールカウンセラーが相談に応じるなどして、学校と保護者の信頼関係の構築に努める。

② 法による充実・推進規程

## ウ 教職員、スクールカウンセラー等による更生への支援

加害の子供の行為の背景には、例えば加害の子供が過去に深刻ないじめを受けていたときに生じた心の傷が原因となっている場合もあることから、必要に応じて、教職員やスクールカウンセラーが面接等を通して、更生のための支援を行う。

⑧ 必要に応じて実施・例示

## エ 別室での学習の実施

加害の子供に繰り返し指導したにもかかわらず、いじめの行為を続けるなど、被害の子供等が安心して学習できるようにならない場合には、必要に応じて、加害の子供を、被害の子供が学習する教室以外の教室等で学習させる。

### 【いじめ防止対策推進法】

第 23 条第 5 項 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

③ 法による必要がある場合の実施規定

## オ 警察や児童相談所等の関係機関と連携した更生への支援

加害の子供の行為が、犯罪行為として取り扱われるべきと思われるなど、重大性が高い場合には、速やかに所轄の警察署に連絡し、連携して対処する。

また、学校で指導を行っているにもかかわらず、加害の子供の反省が見られない場合など、被害生徒に対して、今後も生命、身体、財産の被害を及ぼす可能性がある場合は、直ちに警察に通報して援助を求める。

そのほか、加害の子供の置かれている環境やこれまでの行為等を踏まえ、児童相談所等の関係機関と連携して、更生への支援を行う。

### 【いじめ防止対策推進法】

第 23 条第 6 項 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

③ 法による必要がある場合の実施規定

## 力 懲戒による指導、出席停止による他の生徒の安全確保

加害の子供への指導を継続的に行っているにもかかわらず、被害の子供や周囲の子供の学習が妨げられる等、状況に改善が図られないと判断した場合には、校長による訓告※22等の懲戒※23を加える。

また、所管教育委員会は、学校が指導を継続してもなお改善が見られず、いじめを繰り返す場合は、加害の子供（小・中学校段階）の保護者に対して出席停止※24を命ずるなど、被害の子供や周囲の子供が安心して教育を受けられるようにするための措置を講ずる。

なお、こうした措置を講ずる場合には、被害の子供の学習環境の確保と加害の子供の更生への支援の両面から、必要最低限の措置で効果を上げられるよう、計画的に実施する必要がある。特に、加害の子供の学習権が保障されるよう、家庭の状況等を含めた当該の子供の実態を考慮して、適切な指導や支援を行う。

### 【いじめ防止対策推進法】

第 25 条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

第 26 条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第 35 条第 1 項（同法第 49 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

### ③ 法による必要がある場合の実施規定

※22 訓告 学校教育法第 11 条に規定された「懲戒」の種類の一つとして、同法施行規則に示されているもの。子供の問題行動等の反省を促し更生を図ることなどを目的として、校長が、子供に対して行う言葉による戒めの処分

※23 懲戒 学校教育法第 11 条には「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、（中略）児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる」と規定されており、同法施行規則で、懲戒の種類として、「退学」「停学」「訓告」等が示されている。このうち、学齢児童（義務教育段階）には、「停学」を行うことはできない。

※24 出席停止 学校教育法第 35 条に基づき、性行不良で、他の子供の教育の妨げになる子供の保護者に対して、所管教育委員会が命じる措置。当該教育委員会は、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付する。

## (4) 他の保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決

### 現状と課題

- 重大事態に該当するようないじめが発生した場合は、周囲の子供を通して、多くの保護者がその事実を知ることが少なくない。学校は、被害の子供の保護者の理解を得て、同じ学年や学級の保護者やPTA役員等に、事実経過や学校の対応方針等を説明し、必要に応じて、問題解決に向けた協力依頼をすることが大切である。
- 重大事態が、被害の子供と加害の子供の関係にとどまらず、学校全体の問題に発展して、他の子供や保護者に不安を生じさせるような状況に至った場合は、学校は、地域や関係機関等の専門的な立場から助言や協力を受けるなどして、問題を根本から解決させる取組を強力に推進していく必要がある。

### 具体的な取組

#### ア 保護者・PTAの協力体制による問題解決

加害の子供が集団で暴行を加えたなど、犯罪に該当する重大性の高いいじめの行為が確認された場合、被害の子供が生命に関わる事態に至った場合、報道される状況が発生した場合などには、所管教育委員会との連携の下に、いじめ対策緊急保護者会等を開催し、個人情報に十分留意した上で、事実経過や学校の対応等の現状についての的確に説明する。

また、必要に応じて、問題の解決や事態の收拾のため、保護者やPTA役員等に協力を依頼し、教職員と保護者の協働体制を確立する。

⑧ 必要に応じて実施・例示

#### イ 「学校サポートチーム」を核とした地域全体による問題解決

前記アのような状況が発生した場合は、併せて「学校サポートチーム」の緊急会議を招集し、地域住民や、警察、福祉等の関係機関にも協力を依頼し、地域社会が一体となって、問題の解決に当たる体制を確立する。

⇒112・113ページ参照

⑧ 必要に応じて実施・例示

## ウ 東京都教育相談センター「いじめ等の問題解決支援チーム」や「専門家アドバイザースタッフ」からの助言による問題解決

いじめ問題に関して、学校だけでは解決困難な状況が発生した場合には、所管教育委員会を通して、東京都教育相談センターが組織する「いじめ等の問題解決支援チーム※25」の訪問を依頼する。校長は、複数の専門家から、問題の解決に向けた助言を受ける。

また、子供の精神的動揺が想定される緊急事態等が発生した場合には、同センターに対して、心理職である「専門家アドバイザースタッフ※26」の派遣を要請し、必要な子供に対して心のケアを行い、二次被害等の発生を防止する。 ⇒86・87ページ参照

⑧ 必要に応じて実施・例示

※25 いじめ等の問題解決支援チーム 東京都教育相談センター内に設置され、保護者の理解が得られないなど、学校だけでは解決が困難ないじめの事例について、要請に応じて、弁護士等の複数の専門家がチームを組んで、学校を訪問し、校長等に助言する。(いじめ以外の問題にも広く対応)

※26 専門家アドバイザースタッフ 東京都教育相談センターが、緊急支援として子供の命に関わる事故後に、学校全体の子供への心のケア等を行うために要請に応じて、心理職が学校を訪問し、面接等を実施する。

## (5) いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施と結果報告

### 現状と課題

- いじめ防止対策推進法で定められた「重大事態への対処」は、「重層的な責任体制」を体现するための中核をなす規定となっている。この規定では、発生した重大事態について、学校又は教育委員会が組織的に事実解明のための調査を行い、その結果を地方公共団体の長に報告することが義務付けられている。また、報告を受けた地方公共団体の長は、調査結果について再調査を行うことができることも定められている。
- 学校及び所管教育委員会は、全ての重大事態について、詳細かつ正確に調査を行い、明らかとなった事実を地方公共団体の長に報告しなければならない。
- この調査の目的は、子供が受けた被害の解消と、同種の事態の再発防止である。調査の中で、学校としてのいじめ防止の取組を検証し、課題を明らかにするとともに、それらの課題を解決すべき方策を示すことが求められる。また、その方策を、「学校いじめ防止基本方針」の改訂に反映させ、被害の子供が安心して学校生活を送ることができる環境を再構築していかなければならない。
- 調査の結果、いじめがあったとの事実が確認されなかった場合などでも、遡及的に重大事態に該当しない案件となるわけではないことに留意する。

### 具体的な取組

#### ア 調査組織の決定と調査の実施

所管教育委員会は、いじめ防止対策推進法に規定された調査を開始するに当たり、当該教育委員会における組織で調査を行うか、学校における組織で調査を行うかを決定する。

教育委員会における組織で調査を行う場合は、各自治体の条例や規則等により常設された「いじめ問題対策委員会」等の組織を活用することが一般的である。学校は、子供からの聴き取りの日程の調整や聴き取りを行う子供の保護者への事前説明など、同委員会による調査に全面的に協力する。

学校における組織で調査を行う場合は、「学校いじめ対策委員会」を活用することが一般的だが、事例ごとに必要に応じて、委員会の委員以外の教職員、保護者代表、地域住民代表、関係機関の職員等を加えるなどして、組織のメンバーを確定させる。

いずれの組織で調査を行う場合でも、いじめの存否に係る事実認定等が必要とされるときは、弁護士や警察OB等外部の専門家に、情報の分析を依頼することも検討する。

なお、学校による調査を開始した後に、明らかになってきた事実や学校が置かれている状況の変化等に伴い、学校による調査から教育委員会による調査に切り替えて、引き続き調査を行うことなども考えられる。

#### ① 法による義務規定



## イ 「不登校重大事態」における調査

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項 2 号に該当するいわゆる「不登校重大事態」についての調査の実施に当たっては、平成 28 年 3 月に文部科学省が示した「不登校重大事態に係る調査の指針」に基づき、被害の子供の学校復帰と再発防止を目的として、当該の子供が欠席し始めた時点で、他の子供への聴き取り等、調査の準備を開始する。

① 法による義務規定

## ウ 被害の子供の保護者に対する調査結果に関する情報提供

調査により明らかとなった事実関係（いつ、誰から、どのようにいじめが行われ、学校がどのように対応したかなど）について、適時・適切な方法で、被害の子供やその保護者に説明する。

これらの情報提供に当たっては、他の子供のプライバシーの保護等に配慮しつつも、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることのないようにする。

調査終了時における説明では、被害の子供やその保護者から、調査結果に対して理解を得られるよう努める。

### 【いじめ防止対策推進法】

第 28 条第 2 項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

① 法による義務規定

## エ 教育委員会・地方公共団体の長への調査結果報告

重大事態に係る調査結果の報告については、学校の組織による調査の場合は、文書をもって、校長（調査組織の代表が校長でない場合は当該代表）から、所管教育委員会教育長に報告する。

この報告書の作成に当たって、教育委員会は、事前に管下の学校に対して、様式を示しておき、学校は、同様式に従って作成するものとする。ただし、事例ごとに、子供からの聴き取り記録などを添付するなど、確認された事実関係が明確になるよう工夫する。

なお、当該文書を受理した教育長は、この文書等により、教育委員会会議において、調査結果を報告するとともに、当該文書を写しとして添付した文書を、地方公共団体の長に提出する。

### ① 法による義務規定

## オ 地方公共団体の長による再調査への協力

いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項の規定により、地方公共団体の長が、学校又は教育委員会の組織による調査結果について再調査を行うこととなったとき、学校及び教育委員会は、再調査の実施に全面的に協力する。

### 【いじめ防止対策推進法】

第 30 条第 2 項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

第 3 項 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

### ① 法による義務規定

1 「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」の推進状況の把握と検証

- 学校が、いじめ防止等の対策を確実に推進し、子供たちが心豊かに安全で安心な学校生活を送れるようにするためには、常に緊張感をもって自校の取組を点検し、不断の検証を行うことが不可欠である。
- 東京都教育委員会は、いじめの認知件数と「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」の推進状況を把握するために、毎年度、6月と11月のふれあい（いじめ防止強化）月間において、いじめに関する調査を実施し、学校における取組の課題を明らかにし、改善策を示していく。  
⇒88～91ページ参照
- また、これに併せて、東京都教育委員会は、学校が組織的にいじめ問題の解決に取り組み、成果を上げた事例を収集し、その取組が多くで多くの学校で共有されるよう情報発信をしていく。
- こうした年度ごとの取組の検証を通して、全ての公立学校の教職員が、対応力や指導力を高め、自信をもっていじめ問題に対峙できるようにする。

2 「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」改訂のスケジュール

- この「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」は、東京都いじめ防止対策推進条例第11条に基づき設置された「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」からの答申を踏まえて、東京都教育委員会が策定したものである。
- 条例の規定では、第4期の委員会の委員の任期は、令和2年8月1日から令和4年7月31日までとなっている。また、その後設置予定の第5期の委員会の委員の任期は、令和4年8月1日から令和6年7月31日までとなる予定である。
- これらを踏まえ、以下のスケジュールで、「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」の改訂を行う。

